

**ASEAN主要国における金融テクノロジー活用の
取組に関する委託調査報告書**

2026年3月31日

目次

エグゼクティブサマリ	3
1 はじめに	4
2 ASEAN における金融のデジタル化の潮流	5-10
2.1 ASEAN における金融のデジタル化の全体像	5
2.2 国内の決済・送金インフラ整備	5-6
2.3 ASEAN における二国間接続の形成	6-7
2.4 ASEAN 主要国が参画する多国間接続に関する取組	8-9
2.5 ASEAN 主要国によるデジタル通貨に係る取組	9-10
3 各国情報	11-49
3.1 シンガポール	11-14
3.2 マレーシア	14-19
3.3 タイ	19-25
3.4 インドネシア	25-32
3.5 フィリピン	32-40
3.6 ベトナム	40-44

エグゼクティブサマリ

金融分野において、世界的にデジタル化が進展する中、国境をまたぐ送金の遅延・高コスト・不透明性といった構造的課題の解消が課題となっている。本調査は、こうした動向を決済という具体的な接点から把握し、ASEAN 主要国における制度整備、国内外ネットワークの接続、そして新しい形のお金（デジタル通貨）に関する検証の到達点を比較・整理したものである。

ASEAN では、まず国内における即時振込と共通 QR コードの整備が進み、日常の支払いや小口送金の利便性が向上してきた。代表例として、シンガポールの PayNow、マレーシアの DuitNow、タイの PromptPay、インドネシアの BI-FAST、フィリピンの InstaPay、ベトナムの Napas 24/7 が順次導入され、各国経済の基盤インフラとして定着した。これらの国内基盤の充実が、のちの国際接続を現実的な選択肢へ押し上げつつある。国際接続は当初、二国間のリンクから始まり、シンガポール・タイ、マレーシア・タイ、インドネシア・タイといった組合せでの相互受入が先行した。しかし、接続先が増えるほど運営の複雑性と管理負荷が高まるという構造的課題が顕在化し、標準化と共通ガバナンスを前提とした多国間接続へと軸足が移りつつある。

デジタル通貨に関しては、世界の中央銀行の多くが中央銀行デジタル通貨（CBDC）の研究・実証に取り組む中、ASEAN における越境利用は、現時点では国際共同プロジェクトを通じた検証の段階にある。複数の CBDC を用いる共通基盤の検証である mBridge は 2024 年に最小実用段階へ到達したが、同年 10 月に BIS が離脱を公表しており、実装段階では技術以外（運営、制裁遵守、ガバナンス）の論点が決定的に重要であることを示唆する。CBDC と民間発行のデジタル通貨は排他的ではなく、役割分担を前提に共存する可能性が高いが、その前提となる制度・監督設計の磨き込みが不可欠である。

各国の取組を概観すると、シンガポールは国家戦略の下、即時送金・統一 QR コード・24 時間決済といった基盤を早期に整備し、現在は将来を見据えた実証（Project Orchid や Project Guardian など）に重心を移している。

マレーシアは、全国即時決済と統一 QR コードの整備を行い、地方や小規模店舗への普及促進や詐欺対策を制度として組み込んだ。電子決済は 2023 年に約 115 億件と拡大し、中央銀行は大口向け CBDC の概念実証を推進する一方、官民連携の枠組みで自国通貨と連動する民間デジタル通貨の実証にも踏み出している。

タイでは、即時送金と統一 QR コードが生活インフラとして定着し、資本市場では社債の発行手続を全面電子化する仕組みが始動した。小口向け CBDC のパイロット検証を終え、利用者体験と運営上の論点を洗い出す一方、条件付き自動実行型の支払い（プログラマブル・ペイメント）の試行を進める。さらに、無店舗型のデジタル銀行の免許制度を導入し、競争促進と金融包摂の両立を狙っている。

インドネシアは、統一 QR コードと即時振込を整備し、オープン API の国家標準により民間の相互接続性を高めた。中央銀行は「デジタル・ルピア」の段階的実証を進め、将来的な小口利用まで視野に入れる。韓国との QR コード接続の開始計画や、多国間の即時送金構想（Project Nexus）への関与など、国際接続を通じた利便の最大化を狙う姿勢が見て取れる。

フィリピンでは、国家戦略のもと、即時小口送金の普及が進められ、大口向け CBDC の概念実証が完了した。自国通貨と連動する民間デジタル通貨は規制の枠内で試験から商用へと進みつつあり、送金・決済の低コスト化に対する期待が高い。

ベトナムは、金融包摂とキャッシュレス化の国家目標を掲げ、即時送金と共通 QR コードを整備した。通信会社の口座を使う小額決済の試行で地方・未利用層の裾野を広げつつある。デジタル通貨は研究・試行段階に位置づけ、民間デジタル通貨の支払利用には慎重な姿勢を堅持している。

1 はじめに

経済活動のグローバル化が進展し、資本や労働力の国境を越えた移動が活発化する中、送金・決済システムやサービスの高度化は世界各国の重要な課題となっている。これまで多くの国では、国内決済システムの即時化・高度化を図るとともに、クロスボーダー接続が議論されてきた。そのような中、近年ではデジタル技術を活用した取組が進んでいる。

決済手段の観点では、デジタル技術の革新によって多様化が進んでおり、クロスボーダー決済・送金での活用も模索されている状況にある。例えば、中央銀行が発行するデジタル形式の通貨である CBDC は、多くの国の金融当局で自国内発行に向けた実証実験等が行われているほか、一部の国では BIS（国際決済銀行）などと共同で越境接続の検討が進んでいる。ブロックチェーン技術を活用したステーブルコインやトークン化預金についても民間企業主導で導入検討や実装が進められている。こうした取組を把握することは、我が国における今後の国際連携や制度構築を検討する上で重要となろう。

本稿で取り上げる ASEAN においても、決済・送金のデジタル化が進展している。2015 年に ASEAN 経済共同体（AEC）が結成されて以降、域内各国では金融統合・金融包摂の深化などを図るべくデジタル技術が活用されてきた。域内主要国においては、即時決済や QR コード決済の導入・普及が行われてきたほか、近年では中央銀行によるデジタル通貨の検討・実証、ステーブルコインの活用可能性などが注目されている。これらの技術は、将来的にクロスボーダー決済の高度化に繋がり、域内資金循環の円滑化や ASEAN 経済統合の深化にも寄与する可能性も秘めている。本稿では、域内各国で目立った取組が進められている即時決済、QR コード決済、デジタル通貨などを対象に、金融のデジタル化の動向を調査した。その上で、金融のデジタル化に係る取組実態を体系的に整理し、その背景となる金融当局の長期計画や民間を含む具体的取組を把握した。また、各国の金融当局に対してアンケートの実施も行い、制度設計や課題認識についての詳細な把握にも努めた。

調査対象国は、日本企業の進出状況や金融取引の規模を踏まえ、我が国の金融機関・事業者にとって実務的な関心が高いと考えられる国を中心に選定した。具体的には、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナムの 6 か国を主な分析対象とした。これらの国は、ASEAN における金融のデジタル化を把握する上でも、適切な対象国であると考えられる。

2 ASEAN における金融のデジタル化の潮流

2.1 ASEAN における金融のデジタル化の全体像

ASEAN 主要国においては、国ごとに経済発展段階や金融システムの成熟度が異なるものの、モバイル通信の普及やデジタルサービスの受容が相対的に高い国が多く、金融のデジタル化の進展は、決済・送金分野を起点として、デジタル金融サービスが急速に普及してきた。¹ また、観光・域内移動・クロスボーダー労働といった人流の厚み、ならびにグローバル・サプライチェーンへの組み込みが、日常の小口決済から企業取引まで、多様な資金移動ニーズを生み出している。結果として、即時決済・QR コード決済システム等が国内利便性の向上に寄与するのみならず、域内での相互接続（例：観光客が自国の決済手段で現地決済できる環境整備）に向けた議論や取組にも影響している。²

ASEAN では、国内の即時決済・QR コード決済を土台に二国間接続が広がり、標準化を伴う多国間接続へ収束しつつある。牽引役は観光・域内人流・出稼ぎ送金・MSME 取引であり、越境 QR コードの商用展開が進展する。他方、返金・紛争処理、為替・手数料の開示、AML/CFT データ連携など運用面の相互運用が実装の要となる。デジタル通貨は国内ユースの検証が中心で、越境は mBridge（タイ）や Dunbar（マレーシア・シンガポール）等への参画段階にある。

2.2 国内の決済・送金インフラ整備

ASEAN における金融のデジタル化は、デジタル通貨のように先端領域への関心が一部で見られつつも、域内全体としては、国内の決済・送金インフラ（国内即時決済・QR コード決済等）の整備が土台となり、その延長としてクロスボーダー接続の取組が進展している。クロスボーダーユースケース（観光・小口送金等）を成立させるには、まず国内側で「決済が確実に通り、例外処理を含めて運用が回る」状態が必要となるためである。

このような国内基盤整備を前提に、例えばタイでは PromptPay 等の国内基盤を軸として、周辺国とのクロスボーダーQR コード決済接続が当局主導で整備されている。またシンガポールでもシンガポール金融管理局（MAS）が、クロスボーダー決済接続（QR コード・送金等）の整備状況を整理しつつ、国内基盤とクロスボーダー接続を一体の政策課題として扱っている。国内側の相互運用性・運用安定性・規律整備が進むほど、クロスボーダー側での接続・拡張も現実的になる構造がある。ASEAN 主要国の即時決済・QR コード決済システムは下表のとおり。（表 2-1）

¹ World Bank × ASEAN WC-FINC, [Advancing Digital Financial Inclusion in ASEAN](#) / THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS, [ASEAN DIGITAL MASTERPLAN 2025](#) / ASEAN Secretariat, [ASEAN Economic Community \(AEC\) Blueprint 2025](#)

² 独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所, [Progress of Cross-border QR Code Payments in ASEAN: Challenges in Japan-ASEAN Interoperability](#) / IMF, [Southeast Asia's Payment Push](#) / Asian Development Bank, [Workers' Remittance Flows in Southeast Asia](#) / Asian Development Bank, [Remittances for Inclusive Development: Improving Data and Analysis on the Financial Literacy and Inclusion of Migrants and their Families in Selected Southeast Asian Countries](#)

表 2-1 ASEAN 主要国の即時決済システム・統一 QR コード決済

国	即時決済システム	導入年	統一 QR コード決済	導入年
シンガポール	PayNow	2017	SGQR	2018
マレーシア	DuitNow	2018	DuitNow QR	2019
タイ	PromptPay	2016	Thai QR	2017
インドネシア	BI-FAST	2021	QRIS	2019
フィリピン	InstaPay	2018	QR Ph	2019
ベトナム	Napas 247	2016	VietQR	2021

出所：各国中央銀行ホームページ

2.3 ASEAN における二国間接続の形成

本節では、ASEAN における二国間接続の実装状況について、QR コード決済・即時送金の相互受入を中心に整理する。ASEAN 主要国では、当初、シンガポールとタイの間で二国間接続³が実現された。その後、マレーシア-タイ⁴、インドネシア-タイ⁵といった国の組み合わせにおいても接続が進み、これらを端緒として、QR コード決済および即時決済システムの相互運用（自国の決済アプリケーションを用いて、他国の QR コードによる決済を可能とする仕組み）の整備が段階的に進展してきた。

ASEAN における二国間接続の具体例としては、まず、シンガポールとタイの間で、シンガポール金融管理局（MAS）およびタイ中央銀行（BOT）により、PayNow と PromptPay を接続する即時送金接続が 2021 年 4 月に開始された。これに続き、マレーシアとタイの間では、マレーシア中央銀行（BNM）とタイ中央銀行（BOT）が、DuitNow QR と PromptPay を接続する QR コード決済接続を 2021 年 6 月に導入した。さらに、インドネシアとタイの間では、両国中央銀行がパイロットフェーズを経て、QRIS と PromptPay の二国間接続を 2022 年 8 月に実装段階へ移行したことを共同で公表している。（表 2-2 / 表 2-3）

³ MAS, [Singapore and Thailand Launch World's First Linkage of Real-time Payment Systems](#)

⁴ BNM, [Launch of the Cross-Border QR Payment Linkage between Malaysia and Thailand - Bank Negara Malaysia](#)

⁵ BOT, [Joint Press Release Indonesia and Thailand Launch The Implementation of Cross-border QR Payment Linkage](#)

表 2-2 QRコード決済の相互受け入れ状況

	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	ベトナム
	SGQR	PromptPay QR	DuitNow QR	QRIS	QR Ph	VietQR
シンガポール		●	●	●		
タイ	●		●	●		●
マレーシア	●	●		●		
インドネシア	●	●	●			
フィリピン						
ベトナム		●				

(出所) BOT, [Thailand and Singapore Launch World’s First Linkage of Real-time Payment Systems](#) / BOT, Joint Press Release The Launch of the Interoperable QR Payment Linkage between Viet Nam and Thailand / インドネシア中央銀行 (BI), [Indonesia and Malaysia Announce the Commercial Launch of the Cross-Border QR Payment Linkage](#) / MAS, [Launch of Cross-border QR Payments Linkage between Indonesia and Singapore](#) / MAS, [MAS Joint Media Release Launch of Cross-border QR Code Payments Connectivity between Singapore and Malaysia](#) / BI, [The Implementation of Cross-border QR Payment Linkage](#) / BOT, [Joint Press Release Launch of the Cross-Border QR Payment Linkage between Malaysia and Thailand](#)

表 2-3 クロスボーダー送金の相互受け入れ状況

	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	ベトナム
	PayNow	PromptPay	DuitNow	BI-FAST	InstaPay	NAPAS FastFund 247
シンガポール		●	●			
タイ	●					
マレーシア	●					
インドネシア						
フィリピン						
ベトナム						

(出所) BOT, [Thailand and Singapore Launch World’s First Linkage of Real-time Payment Systems](#) / MAS, [Launch of Cross-border Real-time Payment Systems Connectivity between Singapore and Malaysia](#)

2.4 ASEAN 主要国が参画する多国間接続に関する取組

二国間接続が形成され、接続先が増えるほど、管理業務が多層することによる管理負荷が増大するという構造的課題がある。結果的に管理負荷の増大が多国間接続への移行を促す構造となっている。

ASEAN 主要国が参画する多国間接続に関する取組として、Project Nexus、および RPC がある。（表 2-4）

表 2-4 ASEAN 主要国が参画する多国間接続に係るプロジェクト

プロジェクト	開始年	参画国
Project Nexus	2021	シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン、インド （※インドネシアは特別オブザーバー）
RPC	2022	シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、

（出所）AMRO, [Enhancing Regional Payment Connectivity Across ASEAN+3 Economies](#) / MAS, [Central Banks of Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore and Thailand Seal Cooperation in Regional Payment Connectivity](#) / 国際決済銀行, [Project Nexus – Enabling instant cross-border payments](#)

2.4.1 Regional Payment Connectivity⁶

ASEAN 主要国中銀が推進する Regional Payment Connectivity (RPC) は、域内クロスボーダー決済における複数の銀行仲介や米ドル経由といった従来型の構造に伴う高コスト・遅延等の低減を企図し、ローカル通貨建てでの決済を可能にすることで、コストと送金・決済時間の削減を図る枠組みとして位置づけられている。RPC は 2022 年後半に始動し、より速く、より安く、より透明で、より包摂的なクロスボーダー決済の実現が掲げられている。また、クロスボーダー決済接続の整備は、域内の貿易・投資・送金（レミタンス）・観光等の経済活動を支えること、ならびに中小零細企業（MSMEs）の国際市場への参加を後押しし得る点が示されている。具体例として、タイの購入者がマレーシアの販売者に支払う場合、購入者はタイバーツで支払い、販売者はマレーシアリングで受領する、といったローカル通貨ベースのクロスボーダー支払いを志向している。

RPC の推進体制として、シンガポール（MAS）、マレーシア（BNM）、タイ（BOT）、インドネシア（BI）、フィリピン（BSP）が、RPC に関する協力の枠組みについて 2022 年 11 月に MOU に署名した。また、協力形態として、即時決済および QR コード決済を含むことが示されている。さらに、RPC は、各国・地域当局によるクロスボーダー決済改善の国際的取組（G20 のロードマップ）とも整合する枠組みとして位置づけられている。

実装面では、RPC の重要要素として QR コード決済の標準化が強調されている。参加国・地域の QR コードスキームとして、シンガポール（PayNow）、マレーシア（DuitNow）、タイ（PromptPay）、インドネシア（QRIS）、フィリピン（QR Ph）、ベトナム（VietQR）、カンボジア（KHQR）、ラオス（Lao QR）、が挙げられており、これらの連携を通じてシームレスなクロスボーダー取引を実現する方向性が示されている。

2.4.2 Project Nexus⁷

Project Nexus は、複数国の国内即時決済システム（instant payment systems, IPS）を接続することで、即時のクロスボーダー送金を可能にすることを目的として、BIS イノベーションハブが推進する取

⁶ AMRO, [Enhancing Regional Payment Connectivity Across ASEAN+3 Economies](#) / MAS, [Central Banks of Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore and Thailand Seal Cooperation in Regional Payment Connectivity](#)

⁷ 国際決済銀行, [Project Nexus – Enabling instant cross-border payments](#)

組である。BIS は、Nexus を、各国の IPS 間の接続方法を標準化するための枠組みとして位置づけており、個別に相手国ごとに接続を構築するのではなく、標準化された方式で接続できるようにすることを企図している。

2024 年に BIS は、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンの中央銀行・決済システム関係者との協働により、Nexus の設計（ガバナンス、スキーム、監督、技術、コスト等）を整理した包括的なブループリントを提示している。また、同報告書では、Nexus の運営主体や、Nexus に対する監督アプローチについても整理している。

同報告書の構成上も、Nexus の検討事項は、（1）Nexus の仕組み（当事者、決済処理、為替提供等）、（2）ガバナンスおよびスキーム上の取り決め、（3）監督の枠組み、（4）商業モデル（コストと透明性を含む）、（5）技術・メッセージング等に整理されている。

2.5 ASEAN 主要国によるデジタル通貨に係る取組

ASEAN 主要国において、各国当局が主導してデジタル通貨（CBDC 等）によるクロスボーダー決済を商用運用している事例は、現時点では限定的であるが、BIS イノベーションハブ主導のクロスボーダー決済・デジタル通貨関連プロジェクトに、域内の一部当局が参加している。具体的には、Project Dunbar、および Project mBridge がある。また、資産トークン化の文脈では、トークン化資産の取引において受渡しと支払いを同時に完了させる（DvP）ため、トークン化資産と同一（または相互運用可能な）基盤上で利用できる決済手段（例：ホールセール CBDC、ステーブルコイン、トークン化預金等）の整備が論点となる。⁸したがって、域内で資産トークン化の取組や取引が拡大する場合、決済側でも「トークン化された決済手段」やその制度・運用（参加要件、監督、ガバナンス等）の整備ニーズが高まり得る。（表 2-5）

表 2-5 ASEAN 主要国が参画する取組

プロジェクト	開始年	参画国
Project Dunbar	2021	オーストラリア、マレーシア、シンガポール、南アフリカ
Project mBridge	2021	中国、香港、タイ、アラブ首長国連邦、サウジアラビア

（出所）国際決済銀行, [Project Dunbar - International settlements using multi-CBDCs](#) / 国際決済銀行, [Project mBridge reached minimum viable product stage](#)

2.5.1 Project Dunbar⁹

Project Dunbar は G20 クロスボーダー決済ロードマップへの対応を企図してプロジェクトが開始され、BIS イノベーションハブ（シンガポールセンター）が、オーストラリア準備銀行（RBA）、マレーシア中央銀行（BNM）、シンガポール金融管理局（MAS）、南アフリカ準備銀行（SARB）と協働して実施した、複数中央銀行デジタル通貨による国際決済を共通プラットフォーム上で行う構想の検証プロジェクトである。最終報告書では、複数の中央銀行が発行する CBDC を用いて、異なる法域の金融機関が共通基盤上で取引・決済するモデルについて、プロトタイプを構築し、技術的な実現可能性を検証した旨が示されている。multi-CBDC 共通プラットフォームが、クロスボーダー決済を「より安く・より速く・より安全に」し得る潜在的便益を整理している。具体的には、コルレスバンク等の仲介への依存を低減すること、決済プロセスを簡素化すること、共通プロセスを集約すること、スマートコントラクト等によるプロセス自動化の余地があることが、便益の背景として述べられている。実装にあたっての重要論点として、（1）アクセス（誰が保有・取引できるか）、（2）法域境界（各法域の規制差異を踏まえた設計）、（3）ガバナンス（共同運営・共同統治の在り方）の 3 点を「クリティカル・チャレンジ」として整理している。

⁸ 国際決済銀行, [Press release: Next-generation monetary and financial system takes shape, based on a tokenised unified ledger](#)

⁹ 国際決済銀行, [Project Dunbar - International settlements using multi-CBDCs](#)

また、同報告書は、multi-CBDC 共通プラットフォームの設計要素を「ガバナンス」「プロセス」「技術」の観点で整理している。このうちガバナンスについては、アクセス設計（参加主体の範囲や条件）、共通プラットフォームに関する一般原則、および意思決定の在り方（変更管理等）を含めて検討事項を示している。プロセス面では、クロスボーダー決済フロー、クロスボーダー決済、非決済プロセス、外国為替といった論点を扱っている。したがって、multi-CBDC型の国際決済基盤の実装可能性は、技術検証だけでなく、参加者設計・共同統治・法域間調整を含む制度・運用面の設計と一体で評価する必要がある。

2.5.2 Project mBridge¹⁰

Project mBridge も G20 クロスボーダー決済ロードマップへの対応を企図してプロジェクトが開始され、分散型台帳技術に基づく共通プラットフォーム上で、複数の中央銀行がそれぞれの CBDC を発行・交換できることで、クロスボーダー決済の非効率（高コスト、低速、オペレーションの複雑性等）に対する技術的検証に位置付けられる取組であると説明している。

Project mBridge は、BIS イノベーションハブ（香港センター）と、香港金融管理局、タイ中央銀行、中国人民銀行デジタル通貨研究所、アラブ首長国連邦中央銀行の協働により推進されてきた。また、BIS イノベーションハブの説明によれば、2024 年にサウジアラビア中央銀行が参加した。

BIS は、2022 年に実施したパイロットにおいて、国際貿易を主なユースケースとして、参画国の 20 行が mBridge プラットフォーム上で実価値取引を行い、160 件超の決済および外国為替の PvP 取引を実施したこと、また当該取引の総額が US\$22 百万超であったこと等を報告している。その後、BIS イノベーションハブの説明によれば、mBridge は 2024 年中頃に限定的な実運用や実価値取引が可能な検証水準に達した段階に到達し、実価値取引を実施できる（各法域の準備状況に依存）旨が示されている。また、BIS は 2024 年 10 月に、プロジェクトを離脱する旨を公表している。さらに、BIS は 2024 年 10 月 31 日の講演において、mBridge はパートナーが継続可能な段階にある一方で、開始運用に必要な成熟度には達していない旨を述べている。

¹⁰ 国際決済銀行、[Project mBridge reached minimum viable product stage](#) / 国際決済銀行、[Connecting economies through CBDC](#) / 国際決済銀行、[The future of finance](#)

3 各国情報

本調査では、ASEAN 主要国を対象として、即時決済・QR コード決済に係る国内デジタル決済インフラ・クロスボーダー決済インフラ、デジタル通貨に係る CBDC 導入・ステーブルコインに係る規制・トークン化預金に係る規制の状況について整理した。併せて、各国における主要な公表資料・取組事例について整理を行った。また、各国の関係当局・業界団体を対象として、国際送金の接続性（クロスボーダー決済の接続）、CBDC、ステーブルコイン、二国間／多国間の接続に関する課題に関するアンケートを実施し、その回答内容の要旨を整理した。（表 3-1（3 章末尾に掲載））

3.1 シンガポール

シンガポールにおける金融のデジタル化は、国家デジタル戦略（Smart Nation）の下での基盤整備、電子決済の普及に向けた制度・方針の提示と決済インフラの整備、デジタル通貨／資産トークン化等の将来インフラに関する実証と、ナショナル・ペイメントスキームの運営・ガバナンス体制の整備、という流れで整理できる。

▶ 国家デジタル戦略と基盤整備

2000 年代より、本格的に政府を始めとした行政機関のデジタル化に着手。2003 年より Singpass が導入され、政府の提供するサービスのデジタル化が進展してきた。その後、デジタル化の動きを個別の取組み事項から国家レベルの取組み事項に格上げ。¹¹

シンガポールでは、2014 年に開始された Smart Nation 1.0¹²において、デジタル技術を活用して国民生活の質を高めるという方向性が示され、その後 2024 年には Smart Nation 2.0¹³として、信頼、成長、コミュニティの 3 目標を掲げた刷新版のビジョンが示されている。

なお、シンガポールでは政府サービスのデジタル化やデジタル ID 整備を含む行政デジタル化を段階的に進めてきた背景があり、2014 年以降の Smart Nation 構想は、こうした取組を国家レベルのビジョンとして整理したものと位置づけられる。

▶ 電子決済の普及に向けた方針提示とインフラ整備

決済領域では、2016 年に MAS が Singapore Payments Roadmap を公表し、電子決済推進の戦略を示している。¹⁴また、MAS が 2018 年に提示した Singapore's E-Payments Journey では、電子決済政策をビジョン・戦略 / 決済インフラ / エネイブラー / 適切な規制環境の整備 の観点で整理し、PayNow、FAST、SGQR 等の施策・インフラを含む政策パッケージとして位置づけている。

金融インフラのデジタル化や将来の金融ネットワーク形成は、ITM 2025 における戦略項目として整理されている。具体的取組として、MAS は Project Orchid をデジタル SGD に関する技術的能力の整備・ユースケース探索として位置づけ、Phase 1 では Purpose Bound Money (PBM) の概念に着目した検討結果を公表している。¹⁵また、Project Guardian は資産トークン化および DeFi の実現可能性を、業界と協働したパイロットを通じて検証する取組として位置づけられている。¹⁶加えて、SPaN (Singapore Payments Network) は、ナショナル・ペイメントスキームの管理・ガバナンスの統合を担う枠組みとして設立され、運用開始に向けた準備が進行中とされている。¹⁷

¹¹ The World Bank, [National Digital Identity and Government Data Sharing in Singapore](#)

¹² Ministry of Digital Development and Information, [Smart Nation 1.0](#)

¹³ Ministry of Digital Development and Information, [Smart Nation 2.0](#)

¹⁴ MAS, [Singapore Payments Roadmap](#)

¹⁵ MAS, [Project Orchid](#)

¹⁶ MAS, [GUARDIAN](#)

¹⁷ SPaN, [Home - Singapore Payments Network](#)

3.1.1 金融当局の主な長期計画・公式文書

(1) Smart Nation 1.0、2.0¹⁸

2014年に開始された Smart Nation 構想（Smart Nation 1.0）¹⁹は、デジタル技術を活用して国民の生活の質を高めることを柱に、健康、交通、教育、金融等の幅広い分野でデジタル化を進めるビジョンとして位置づけられる。2024年に発表された Smart Nation 2.0 は、デジタル技術が生活・経済・社会により深く浸透する環境変化を踏まえ、誰もがデジタル時代において繁栄できる社会を目指す刷新版のビジョンとして示されている。Smart Nation 2.0 では、取組の指針として信頼、成長、Community（コミュニティ）の3つの目標が掲げられている。

(2) Singapore Payments Roadmap²⁰

Singapore Payments Roadmap は、MAS が 2016 年 8 月に公表した決済分野のロードマップである。MAS は、2016 年 8 月 19 日の講演等を通じ、シンガポールにおける電子決済推進の戦略を示す文脈でロードマップを提示している。ロードマップでは、決済エコシステムの進化が Smart Nation ビジョンの達成に資すること、またシンガポールが国際金融センターとしての地位を維持していく上でも重要である旨が述べられている。

同ロードマップは、シンガポールの決済エコシステムが安全で健全である一方、消費者・企業が現金や小切手に相当程度依存していることを所見として示している。また、電子決済の採用が限定的である背景として、利用者が有効なソリューションにアクセスしにくいこと、現金・小切手への依存、ならびに支援プロセスの非効率性といった点を整理している。

(3) Singapore's E Payments Journey²¹

Singapore's E-Payments Journey は、MAS が作成し、2018 年 12 月の Global Payments Week で提示された資料である。電子決済政策を、ビジョン／戦略、決済インフラ、実現要因、適切な規制の整備の観点で整理し、目指す姿として「簡便で、シームレスで、安全な電子決済」と、決済のエンドツーエンド電子化（エンドツーエンドの電子決済）の方向性を示している。

ユースケース例として、個人間送金（P2P）の PayNow、企業・政府向けの PayNow Corporate、加盟店受入（P2B）の SGQR 等を挙げ、これらを FAST 等の決済インフラとあわせて、政策パッケージとして整理している。

本資料の特徴として、(i) サービスだけでなく FAST 等のインフラや実現要因／適切な規制の整備を含めてエンドツーエンドに整理している点、(ii) SGQR を「複数の QR コード決済オプションを単一レベルに集約する」施策として位置づけている点、(iii) 競争・相互運用の観点から FAST インフラへの非銀行主体のアクセスに言及している点、(iv) 規制・監督を「適切な規制の整備」として政策パッケージの一部に位置づけている点が挙げられる。

(4) Financial Services Industry Transformation Map 2025 (2022)²²

ITM 2025 (Financial Services Industry Transformation Map 2025) は、シンガポールの

¹⁸ Ministry of Digital Development and Information, [Smart Nation 2.0](#)

¹⁹ Ministry of Digital Development and Information, [Smart Nation 1.0](#)

²⁰ MAS, [Singapore Payments Roadmap](#)

²¹ MAS, [Singapore's E-Payments Journey](#)

²² MAS, [Financial Services Industry Transformation Map 2025](#)

金融サービス産業について、今後の成長に向けた戦略（Industry Transformation Map）を整理し、金融サービス産業の成長戦略の中で、金融インフラのデジタル化（デジタル基盤・プラットフォーム整備）、および将来の金融ネットワーク形成（クロスボーダー決済接続、DLT、トークン化、デジタル通貨接続性）を、政策上の戦略項目として明確に位置づけている。

同枠組みは、シンガポールの金融サービス産業について「アジアにおける主要な国際金融センター」として発展させるというビジョンを掲げ、その内容を「グローバル市場をつなぐ」「アジアの発展を支える」「シンガポール経済に資する」という表現で整理している。そのうえで ITM 2025 は、成長戦略を 5 つの主戦略として提示しており、具体的には (i) 資産クラス強化、(ii) 金融インフラのデジタル化、(iii) アジアのネットゼロ移行促進、(iv) 将来の金融ネットワーク形成、(v) 人材育成を挙げている。

金融のデジタル化との関係では、とりわけ「金融インフラのデジタル化」が独立した戦略として掲げられており、デジタル基盤・プラットフォームの整備を通じて効率性向上等を図る方向性が示されている。例として、債券市場インフラのエンドツーエンド効率化、ファンドの決済ユーティリティの整備、中小企業向けの取引探索プラットフォームが挙げられている。

また将来の金融ネットワーク形成においては、地域経済とのクロスボーダー決済接続拡大に加え、分散型台帳技術（DLT）の有望ユースケース探索、金融資産・実体資産のトークン化支援、デジタル通貨の接続性といった項目が挙げられている。

3.1.2 金融のデジタル化に係る主な取組

(1) Project Orchid²³

Project Orchid は、MAS が、デジタル・シンガポールドル（デジタル SGD）に関する取組として、将来必要となる場合に備え、リテール CBDC を発行し得るための技術的能力の整備を進めるプロジェクトとして位置づけられている。

また MAS は、デジタル SGD が取り得る形態として、リテール CBDC（中央銀行が発行するデジタル通貨）に加え、民間が発行するマネー（例：トークン化預金、十分に裏付けられたステーブルコイン）を挙げている。MAS は、現時点ではシンガポールにおけるリテール CBDC の必要性は必ずしも強くないとの評価を示しつつ、デジタル通貨の有用なユースケースを継続的に探索する姿勢を示している。

Project Orchid の Phase 1 では、用途・条件を付したデジタル SGD である Purpose Bound Money（PBM）の概念に着目し、PBM の潜在的ユースケースと、それを実装するために必要な支援インフラを整理した報告書が公表されている。

公表資料では、PBM は、送金者が有効期限や利用可能な店舗類型等の条件を付してデジタル SGD を移転し得る仕組みとして説明されている。

以上より、Project Orchid は、デジタル SGD に関するユースケース探索と支援インフラの検討を通じて、将来の選択肢（リテール CBDC を含む）に備えるための技術的能力を整備する取組として整理できる。

(2) Project Guardian²⁴

Project Guardian は、MAS が金融業界と協働し、資産のトークン化および分散型金融（DeFi）の実現可能性を検証する取組として位置づけられている。

Project Guardian が、資産トークン化や DeFi の活用を通じて、金融市場の効率性向上等に資する可能性を検証するための産業連携の枠組みである旨が示されている。具体的には、金融機関等と共同でユースケースを検証するパイロットを実施し、得られた知見を踏まえて今後の検討を進める構成が説

²³ MAS, [Project Orchid](#)

²⁴ MAS, [GUARDIAN](#)

明されている。

以上より、Project Guardian は、MAS が産業界と連携し、トークン化資産や DeFi のユースケースをパイロットを通じて検証する取組として整理できる。

(3) Singapore Payments Network (SPaN) ²⁵

SPaN は、Singapore Payments Network Limited として設立された非営利の保証会社として設立された組織であり、シンガポール金融管理局（MAS）とシンガポール銀行協会による官民パートナーシップの下に位置づけられており、役割として、PayNow、FAST、GIRO、および SGQR といったシンガポールのナショナル・ペイメントスキームの、管理・ガバナンスを統合し、各スキームを次の成長段階に位置づけること、ならびに MAS と協働してシンガポールのナショナルペイメント戦略の発展に貢献することが挙げられている。

3.2 マレーシア

マレーシアにおける金融のデジタル化は、中期戦略に基づくデジタル化の政策、国内決済基盤の整備と越境接続の推進、デジタル化の進展に伴うリスク管理・監督高度化、という観点から整理できる。

▶ 中期戦略に基づくデジタル化の政策

2003年に国内の決済システムの効率性・安定性確保の枠組み整備を目的として Payment System Act 2003 が制定され、²⁶同時期に金融インフラ・規制の金融セクターにおけるマスタープランを制定し、国内のインフラ改善に向けた枠組みを整備された。²⁷その後、2011年にBNM（Bank Negara Malaysia）が公表した Financial Sector Blueprint 2011-2020（FSB 2011-2020）は、金融セクターが経済成長を支える上で果たすべき役割と金融システムの安定性確保を含む政策課題を整理した戦略文書であり、重点項目の一つとして e ペイメントの普及を掲げている。さらに、FSB 2022-2026 では、COVID-19 からの回復局面を含む環境変化を踏まえつつ、金融セクターのデジタル化を戦略項目として位置づけ、重要なデジタル・インフラ、デジタル金融サービス、サイバーセキュリティ、規制・監督におけるテクノロジー活用等を含む方向性を提示している。2017年には、電子決済への移行推進・決済インフラ強化を目的として、MyClear（Malaysia Electric Clearing Corporation）と MEPS（Malaysia Electric Payment System）を統合し国内の全国決済ネットワークとなる Pay Net を設立。²⁸2019年からは段階的に PayNet が主導する形で DuitNowQR を展開。これにより、一つの QR コードで全国の銀行のウォレットサービスを始めた多様な決済サービスの利用が可能となった。

▶ 国内決済基盤の整備と越境接続の推進

Financial Inclusion Framework 2023-2026 は、従前の枠組み（2011-2020）により改善が見られた障壁・課題への対応、および金融包摂を必要とする問題意識の下で整理された、FSB 2022-2026 と整合する 4 年の戦略ロードマップである。本枠組みは、アクセス・利用の拡大に加え、開発成果・金融レジリエンス・ウェルビーイング等の観点を重視し、デジタル金融への移行や「安全で包摂的なデジタル金融サービス」の推進に言及している。

2021年からは、マレーシア中央銀行、およびタイ中央銀行が越境 QR コード決済接続の共同開発に着手。また、2023年には Real-time Retail Payments Platform（RPP）が指定決済システムとなる。

²⁵ SPaN, [Home - Singapore Payments Network](#)

²⁶ BNM, [The Payment Systems Act 2003](#)

²⁷ BNM, [Financial Sector Masterplan 2001-2010](#)

²⁸ BNM, [Merger of MyClear and MEPS](#)

▶ デジタル化の進展に伴うリスク管理・監督高度化

資本市場領域では、Securities Commission Malaysia（SC）が Capital Market Masterplan 3（CMP3, 2021–2025）を策定し、資本市場を「経済・投資家ニーズへの適合」「資本動員と規制成果の効率」「多様で競争力ある市場構造」といった望ましい成果へ導く方針を整理している。また、デジタル時代への適応を含む重要項目を掲げ、RegTech／SupTech 等も含めて監督の効率化と洞察の高度化を図る構図が示されている。

こうしたデジタル化の進展を支える統制の観点では、BNM が Risk Management in Technology（RMiT）を公表し、ガバナンス、テクノロジーリスク管理、運用管理、サイバーセキュリティ、技術監査、内部啓発・教育の 6 領域で最低限のコントロール水準を規定している。適用対象が銀行・保険に加え、電子マネー発行者や指定決済システム運営者を含む点から、決済・金融サービスのデジタル化を横断的に支える規律として位置づけられる。

3.2.1 金融当局の主な長期計画・公式文書

(1) Financial Sector Blueprint 2011–2020²⁹

2011 年に BNM（Bank Negara Malaysia）が公表した「Financial Sector Blueprint 2011–2020」（以下、FSB 2011–2020）は、向こう 10 年間を見据え、金融セクターがマレーシアの経済成長を支える上で果たすべき役割と、金融システムの安定性確保を含む政策課題を整理した戦略文書である。

序文では、マレーシアが 2020 年までに開発国となるという国家ビジョンの下で、民間部門がその実現において重要な役割を担うこと、そして、その前提として「強固で包括的かつ進歩的な金融システム」が必要であることが述べられている。加えて、金融機関・金融市場が市場ニーズや機会に適応できる柔軟性を備えつつ、新たな成長分野へ資本を最適に配分できることが重要である点、ならびに金融システムを更に広げ・深めていくにあたり、より複雑で挑戦的な環境を踏まえて安定性への配慮が不可欠である点が強調されている。

本ブループリントは特定セクターに限定せず横断的に論点を整理しており、重点項目は高付加価値・高所得経済の実現に向けた、効果的な金融仲介機能の強化、ダイナミックな金融市場の開発、より広範なファイナンシャル・インクルージョンの普及、域内・域外の国際金融統合の強化、イスラム金融の国際化促進、金融システム安定化のための規制・監督体制強化、経済効率向上のための電子決済の普及、消費者のエンパワーメント、金融セクターの人材開発の 9 点である。

(2) Financial Sector Blueprint 2022–2026³⁰

Financial Sector Blueprint 2022–2026（以下、FSB 2022–2026）は、マレーシアの金融セクターについて、2022～2026 年のビジョンと戦略を示すブループリントである。序文では、COVID-19 からの回復局面において、気候変動・生物多様性損失や人口動態の変化といった環境変化が、リスクであると同時に「build back better」や変革の機会でもあることを踏まえ、こうした環境変化に対応するための今後 5 年間の指針として、本ブループリントをこのタイミングで策定・公表する意義が強調されている。

FSB 2022–2026 は、目指す成果を「Finance for all（包摂）／Finance for transformation（変革）／Finance for sustainability（持続可能性）」の 3 テーマで整理し、これらを実現するための戦略的重点項目として、次の 5 点を掲げている。①マレーシアの経済変革を資金面で支える、②家計・企業の金融ウェルビーイングを高める、③金融セクターのデジタル化を前進させる、④より環境配慮型の経済への秩序ある移行を後押しできるよう金融システムを整備する、⑤イスラム金融

²⁹ BNM, [Financial Sector Blueprint 2011-2020](#)

³⁰ BNM, [Financial Sector Blueprint 2022-2026](#)

のリーダーシップを通じて価値に基づく金融を推進する。

このうち、デジタル化に直接関係する③（金融セクターのデジタル化）については、同ブループリント上、次の 4 つの戦略として整理されている。（A）重要なデジタル・インフラの将来対応、（B）デジタル金融サービスの活性化、（C）サイバーセキュリティ態勢の強化、（D）規制・監督におけるテクノロジー活用の高度化。

(3) Financial Inclusion Framework 2023–2026³¹

BNM は、Financial Inclusion Framework 2023–2026 を、金融包摂の第 2 次枠組みとして策定している。前枠組み（2011–2020）の実施を通じて基本的金融サービスのアクセス・利用が改善した一方で、なお残る障壁・課題への対応を通じて金融包摂を前進させる必要がある、という問題意識の下で整理された 4 年の戦略ロードマップと位置づけられている。本枠組みは、従来の「アクセス・利用の拡大」中心から、より広い開発成果・金融レジリエンス・ウェルビーイングへ焦点を移す点が特徴で、7 つの政策目的と 4 つの戦略的推進基盤、加えて未充足・脆弱層の捉え方や KPI 等を含む構成として説明されている。また、枠組みは「Financial Sector Blueprint 2022–2026」と整合し、金融包摂を「目的そのもの」ではなく「より大きな成果のための手段」として扱う方針が示されている。例えば「ラストフロンティア（遠隔・未提供地域等）へのアクセス拡大」としてエージェントバンク／モバイルバンクの役割強化を掲げ、デジタル金融への移行と“キャッシュライト”コミュニティ形成を進める方向性を示す。また「安全で包摂的なデジタル金融サービスの推進」として、デジタル決済の利用促進、eKYC の活用、送金・保険等のデジタルサービス基盤の強化、デジタル保険／タカフルの推進、デジタル銀行の円滑な運用等に言及されている。UN SDGs や ESG 観点も踏まえ、包摂を“量”ではなく“質”で測る方向へと誘導する。

(4) Capital Market Masterplan 3 (CMP3, 2021–2025)³²

CMP3 は、前回のマスタープラン（CMP2）の実施状況をレビューした上で、グローバル環境の不確実性が高まる中での市場の強靱性や、ポスト・パンデミックの回復局面における資本市場の役割拡大を踏まえ、今後 5 年間の戦略枠組みとして策定されている。併せて、マレーシアが高所得国への移行を目指す中で、成長を「包摂的」かつ「持続可能」なものとする必要性が強調されており、CMP3 はこうした政策文脈の下で、資本市場が経済の構造転換や国民の幅広い参加を支えることを意図したものと位置づけられている。

Securities Commission Malaysia (SC) は資本市場の 5 年戦略として CMP3（2021–2025）を策定し、資本市場を「経済・投資家ニーズへの適合、資本動員と規制成果の効率、多様で競争力ある市場構造」の 3 つの望ましい成果へ導くことを掲げている。その達成に向けて、開発面の重点項目である①競争的成長の触媒、②投資家のエンパワーメント、③SRI（持続可能・責任投資）および ICM（イスラム資本市場）を通じたステークホルダー経済の形成と、規制面の重点項目である④共有された説明責任、⑤効率性と成果を重視、⑥デジタル時代への適応の 6 つの重要項目で、今後の取組の柱を整理している。

また、資本市場のデジタル化や自動化、リアルタイム性の高い情報提供、投資体験の高度化等を通じて、資金調達・投資のプロセスをより効率化し、市場競争力を高める方向性が示されている。同時に、当局自身も RegTech／SupTech 等を通じて監督の効率化と洞察の高度化を図る構図が描かれている。

³¹ BNM, [Financial Inclusion Framework \(2023–2026\) Strategy Paper](#)

³² Securities Commission Malaysia, [Capital Market Masterplan 3](#)

(5) Risk Management in Technology (RMiT) ³³

BNM は、金融機関・決済事業者等に対し、ガバナンス、テクノロジーリスク管理、運用管理、サイバーセキュリティ、技術監査、内部教育までを包括する技術リスク管理の基準（RMiT）を定め、金融機関等が利用する IT システム、アプリケーション、プラットフォーム、インフラに係る技術リスクを適切に管理するための要求事項を整理している。適用対象は銀行・保険に加え、電子マネー発行者や指定決済システム運営者までを含む。

RMiT は、(1) ガバナンス、(2) テクノロジーリスク管理、(3) テクノロジー運用管理、(4) サイバーセキュリティ管理、(5) 技術監査、(6) 内部啓発・教育の 6 領域で、最低限のコントロール水準を規定している。また、同文書は本文に加え、当局への通知等を含む規制プロセスや、個別テーマの管理措置を整理した付録から構成されている。外部委託・クラウド・API 連携・即時決済の普及により、単一障害点の顕在化やサプライチェーン起因の広域障害のリスクが高まるなか、組織ガバナンスと統制の標準化を通じてシステム全体のレジリエンス底上げを図るとともに、通知・協議といった規制プロセスを通じて当局のオーバーサイトを実効化する設計である。

3.2.2 金融のデジタル化に係る主な取組

(1) e-Duit Desa（地方・マイクロ加盟店への普及）

e-Duit Desa は、マレーシア中央銀行の取組として、地方・農村部における電子決済の利用促進・啓発を図るためのプログラムとして報じられている。BNM 関係者は、e-Duit Desa を金融教育プログラムの一環として位置づけ、地方コミュニティが電子決済を安全・簡便・迅速に利用できるよう支援する旨を述べている。実施例として、2024 年 11 月に Kedah 州 Yan 地区で e-Duit Desa が開催され、BNM 副総裁が電子決済の利用拡大を呼びかけたことが報じられている。³⁴

また、別の報道では、BNM 関係者がマレーシアにおける電子決済の利用が増加していることや、DuitNow QR の受入に関する登録が拡大していることに言及している。さらに同報道では、レダン島で実施された e-Duit のパイロットに関し、島内事業者のおおむね 70% が電子決済を利用するようになった旨が紹介されている。³⁵

デジタル決済の普及に伴う詐欺被害への対応については、報道において、詐欺被害が疑われる場合には銀行等への連絡や、National Scam Response Centre (NSRC) のホットライン「997」への通報が推奨されている旨が示されている。加えて、PayNet の公表情報では、National Fraud Portal (NFP) が、関係機関の連携を通じて詐欺対応（資金追跡・凍結等）を支える集中プラットフォームとして説明されている。³⁶

以上より、e-Duit Desa は、地方における電子決済の利用浸透を後押しする取組として位置づけられ、併せて詐欺対策（通報窓口や関係機関連携の仕組み）も含めた環境整備の重要性が示されている。これは、ASEAN の RPC や現地通貨建て取引の推進に関する首脳宣言が掲げる方向性（クロスボーダー決済をより迅速・低コスト・透明・包摂的にすること等）とも、方向性として整合的である。

³³ BNM, [Risk-Management-in-Technology-RMiT](#)

³⁴ BERNAMA, [Malaysia Catat Pertumbuhan Kukuh Dalam E-pembayaran - Bnm](#)

³⁵ BERNAMA, [Penduduk, Peniaga Daerah Yan Digalakkan Guna e-Duit Mudahkan Urusan Kewangan](#)

³⁶ PayNet, [National Fraud Portal](#)

(2) PayNet の National Fraud Portal (NFP) / NSRC 997

決済のデジタル化が進展するほど、利用者接点がオンライン・リアルタイム化し、詐欺による被害が発生した場合に「いかに迅速に検知し、関係機関が連携して資金移転を止めるか」が、決済エコシステムの信頼性を左右する重要論点となる。マレーシアでは、詐欺被害の通報窓口として National Scam Response Centre (NSRC) ホットライン「997」が位置づけられているほか、PayNet は National Fraud Portal (NFP) を、詐欺対応に係る集中プラットフォームとして説明している。

PayNet の説明によれば、NFP は、NSRC および参加金融機関が詐欺事案を即時に登録し、優先順位付けを行いつつ、不審な取引の追跡と凍結を通じて被害金の流出を阻止するための仕組みである。また、NFP は銀行・規制当局・取締機関の連携を前提に、資金凍結や口座ブロック（不正送金に使用される口座の遮断を含む）等の対応を迅速化することが意図されている。すなわち、997 への通報を起点に、関係機関が共通基盤上で情報連携し、対応を実行する運用モデルとして位置づけられる。

(3) CBDC の導入検討³⁷

マレーシアでは、中央銀行であるマレーシア国立銀行が、2010 年代後半から CBDC の可能性を模索している。特に、ホールセール CBDC に焦点を当て、国際送金や大口決済の効率化など公共政策上の目的に資する技術かどうか、2017 年頃から調査研究を進めてきた。BNM は当面、一般向け小口決済への CBDC 導入は急務ではないとの立場を取っており、直ちに発行する計画はないものの、将来に備えて必要な準備と検証を重ねている。実際、マレーシアでは国民の間で電子決済が急速に普及しており、2023 年の電子決済利用件数は前年比約 2 割増の 115 億件に達している（1 人当たりでは 343 件の電子決済を利用）。こうした既存の決済インフラの高度化により、リテール CBDC の追加的な公共便益は限定的とされている。一方で、より専門性の高いホールセール CBDC については、決済システムの将来像や国際送金ネットワークの次世代化に直結する可能性があるため、引き続き重点的に探求されている。³⁸

BNM は、国内外の CBDC 実証プロジェクトに積極参加することで知見を蓄積している。国際的な取組としては、2021～2022 年に BIS イノベーションハブが主導する Project Dumber に参画し、オーストラリア、シンガポール、南アフリカ各国との協働で複数の CBDC を用いた国際決済プラットフォームのプロトタイプを開発した。このプロジェクトでは、各国の CBDC を統合した共通プラットフォーム上で国際送金を直接決済する概念実証が行われ、中継銀行の数を削減することでクロスボーダー送金のコストと時間を大幅に短縮できることが確認された。

BNM はまた、2023 年に自国の高額決済システム「RENTAS」を近代化した新システム（RENTAS+）を導入し、銀行間の即時決済を 24 時間 365 日可能とするアジア初の RTGS プラットフォームを稼働させた。そして 2025 年末までの完了を目標に、自国内でのホールセール CBDC の概念実証を進めている。この国内概念実証は、RENTAS/RENTAS+ の機能強化と DLT（分散型台帳技術）の技術検証を目的に、限られた参加金融機関の間で CBDC を発行・移転する試験を行うものである。将来 CBDC 発行の是非を判断する上で必要な知見や国内体制を整えることが狙いであり、プロジェクトを通じて BNM および国内銀行セクターにおける CBDC 関連技術への理解醸成が図られている。

³⁷ JETRO, [為替管理制度マレーシア](#) / BNM, [Introduction of RENTAS System - Bank Negara Malaysia](#) / BNM, [BNM enables round-the-clock interbank settlement with RENTAS+ - Bank Negara Malaysia](#)

³⁸ NST, [BNM exploring wholesale central bank digital currency, no plans for immediate use](#) / BERNAMA, [Malaysia Records 11.5 Bln E-payment Transactions In 2023](#)

(4) デジタル資産イノベーション・ハブ³⁹

マレーシア国立銀行（BNM）は、CBDCの検討と並行して、ステーブルコインを含むデジタル資産分野におけるイノベーションについても、慎重かつ積極的な姿勢で取り組んでいる。その象徴的な取組が、2025年に創設されたデジタル資産イノベーション・ハブ（Digital Asset Innovation Hub : DAIH）である。DAIHは、規制当局の監督下において、フィンテック企業や金融機関がステーブルコインやプログラム可能なマネー等の新たな金融ソリューションを検証できる環境を提供する枠組みとして位置づけられている。

この枠組みの下、2025年12月には、マレーシア初のリングgit連動型ステーブルコインに関する実証プロジェクトが公表された。同プロジェクトでは、Capital A社とスタンダードチャータード銀行マレーシアが協働し、スタンダードチャータード銀行が発行主体となるリングgit連動型ステーブルコインについて、実環境に近い条件下での試験運用を行う計画が示されている。検証対象となるユースケースには、Capital Aグループの商取引エコシステムにおけるリアルタイム決済や資金管理など、主として業務・企業向けの利用が含まれている。⁴⁰

BNMは、こうした取組を通じて、現地通貨建てデジタル資産が国内の流動性強化や決済効率の向上に資する可能性を評価するとともに、デジタル資産分野における「責任あるイノベーション」の在り方を検証している。すなわち、規制当局と業界が協働しながら、実証結果を将来の制度設計や監督方針に反映させていくアプローチが採られている点に特徴がある。

さらに、BNM幹部の発言によれば、ステーブルコインを含むデジタル資産関連の実証実験は、DAIHの下ですでに多数進行している。2026年2月には、BNM総裁が、約30～35件のステーブルコインおよびデジタル資産関連プロジェクトが規制サンドボックス内で試行されていることを公表した。ステーブルコイン等のデジタル資産が今後も金融エコシステムの一部として定着していくとの見通しを示す一方で、金融当局としては、金融システムの安定性および利用者保護を確保するための「ガードレール」を設けることが不可欠であるとの考えを強調している。

3.3 タイ

タイ国内における金融のデジタル化の経緯は、タイ中央銀行が提示する決済システムの中期方針を起点に国内のデジタル決済基盤の普及、資本市場プロセスのデジタル化、そしてデジタル通貨（リテール CBDC）の限定環境での実証へと範囲を拡大しており、⁴¹ ⁴²これらの流れは決済システムの制度・運営設計、国主導の決済システム導入・社会実装・普及、将来を見据えた金融インフラの再設計の3フェーズで整理する事が出来る。

▶ 決済システム制度・運営設計

タイ中央銀行（BOT）の運用で1990年代よりBAHTNET（Bank of Thailand Automated High-value Transfer Network）を稼働させ即時決済システムの普及に向け着手し、2000年代に入ってから、Payment Systems Roadmapにより、金融システムの制度・基盤整備を段階的に進めていく方針を策定した。

▶ 国主導の決済システム導入・社会実装・普及

2016年にはNational e-Payment Master Planを策定し、デジタル経済へ転換していく方針を定めた。デジタル経済への転換の取組みとして PromptPay を導入。ID 番号等を銀行口座に紐づけること

³⁹ BNM, [Digital Asset Innovation Hub Charts 2026 Strategy with Focus on Ringgit Stablecoins and Tokenised Deposits - Bank Negara Malaysia](#)

⁴⁰ Capital A, [Capital A Standard Chartered Stablecoin Sandbox Initiative](#)

⁴¹ BOT, [Directions for Development of Payment Systems Under the New Financial Sector Landscape of Thailand](#)

⁴² BOT, [Retail CBDC Pilot Program – Conclusion Report](#)

で、新たな金融システムを構築。なお、BOT は利用者の利便性向上とキャッシュレス決済化を後押しするデジタル決済の基盤として位置づけている。⁴³ このような共通決済インフラの普及は、デジタル決済を「誰もが利用できる基盤」として根付かせ次の段階のデジタル化（データ連携や新サービス）を可能にする前提となっている。

2017 年頃より、BOT 主導で Thai QR Payment を導入。現在に至るまでタイ国内におけるキャッシュレス決済の主流となっている。

▶ 将来を見据えた金融インフラの再設計

BOT は、2022 年 9 月、「Directions for Development of Payment Systems under the New Financial Sector Landscape of Thailand (2022–2024)」を公表。電子決済をデジタル経済への移行を支える主要エンジンと位置付ける方針を定める。また、Securities and Exchange Commission (SEC) が第 4 次 Capital Market Development Plan (2022–2027) の戦略方向の一つとして Digitalization を掲げ、資本市場のデジタル化を中期の方向性として整理している。これを官民実装として進めるのが Digital Infrastructure (DIF) であり、SEC は 2023 年 4 月に DIF サンドボックスを開始し、社債オフリングの申請をウェブポータルで行える仕組みを導入した。⁴⁴ また、タイバーツ建てステーブルコインの実証実験にも着手している。

2023 年 6 月には、タイ証券取引所、証券会社協会、タイ銀行協会が主な運営主体となり、証券取引委員会や資本市場開発基金、タイ債券市場協会等と連携し、DIF Web Portal を立ち上げた旨が公表され、資本市場のデジタル基盤整備が官民協働で進められていることが確認できる。⁴⁵

さらに、決済インフラの将来像として、BOT はリテール CBDC の検討と実証を進めている。BOT は 2022 年 8 月、リテール CBDC の開発をパイロット段階へ拡張し、限定規模で民間と協働して実地検証する方針を公表し、参加企業としてアユタヤ銀行、サイアム商業銀行、2C2P (タイランド) を明示している。⁴⁶ その後、2024 年 4 月にリテール CBDC Pilot Program の結論報告を公表し、CBDC インフラが将来的に金融サービス提供者間の競争促進や金融イノベーションに資する可能性を示しつつ、現時点で直ちにリテール CBDC を正式発行する計画はない旨を整理している。これにより、タイのデジタル化は、既存のデジタル決済基盤 (PromptPay) を普及させながら、資本市場のデジタル・インフラ化 (DIF) を並行して進め、加えてリテール CBDC のような次世代インフラを限定環境で検証する、という多層の政策・実装の連関として整理できる。

3.3.1 金融当局の主な長期計画・公式文書

(1) Directions for Development of Payment Systems under the New Financial Sector Landscape of Thailand (2022–2024) ⁴⁷

タイ中央銀行 (BOT) は 2022 年 9 月、「Directions for Development of Payment Systems Under the New Financial Sector Landscape of Thailand (2022–2024)」と題する指針を公表し、2022 年から 2024 年にかけての決済システム開発に関する 3 か年の戦略を示した。この指針では、電子決済がタイの金融部門を効率的かつ持続可能にデジタル経済へ移行させるための重要な基盤 (“より現金使用の少ない社会”への移行を支えるメカニズム) であることが強調されており、

⁴³ BOT, [Payment Systems Policy](#)

⁴⁴ The Securities and Exchange Commission, SEC launches Digital Asset Regulatory Sandbox

⁴⁵ The Securities and Exchange Commission, SET, ASCO and TBA join hands with SEC, CMDF and ThaiBMA in launching the DIF Web Portal, a digital infrastructure for corporate bond issuance

⁴⁶ BOT, Progress of Retail Central Bank Digital Currency (Retail CBDC) Development

⁴⁷ BOT, Directions for Development of Payment Systems Under the New Financial Sector Landscape of Thailand

戦略は開放性、包摂性、強靱性の 3 つの原則に基づいて策定されている。

例えば、開放性の原則の下、企業間決済情報の統合基盤となる「PromptBiz」の開発や、国際標準規格（ISO20022 など）の導入によるシステム間連携強化が計画されている。また包摂性の観点からは、公共交通機関や行政サービスへのデジタル決済手段の導入や金融リテラシー向上策を通じて、あらゆる人々がデジタル決済を利用できる環境整備を進める方針が示されている。さらに強靱性の面では、規制影響評価（RIA）に基づく柔軟な規制見直しや新技術・リスクに対応した決済規制の整備、監督技術（SupTech）の活用、国内外当局や業界との協調、人材育成などを通じてデジタル決済サービスのリスク管理と安定性向上を図る計画である。こうした決済インフラ戦略は、同年 2 月に BOT が公表した金融セクターの改革指針（「持続可能なデジタル経済に向けたタイ金融セクターの再構築」）とも軌を一にするものである。

(2) 4th Capital Market Development Plan (2022–2027)⁴⁸

タイ証券取引委員会（SEC）は、2023 年 2 月に政府が同年 1 月 31 日に承認した第 4 次資本市場開発計画（2022–2027 年）の実行に向けた方針を公表した。本計画は資本市場を国の経済発展の主要な原動力と位置付けるもので、競争力、アクセス性、デジタル化、持続可能性、国民の金融的ウェルビーイングの 5 つを戦略目標として掲げている。それぞれ、市場のあらゆるセクターにおける競争力強化、全ての関係者による市場へのアクセス向上、デジタル技術の活用促進、資本市場および経済全体の長期的な持続可能性の確保、そして適切な投資機会提供とリスク管理を通じた国民の金融的安定向上が目指されている。SEC 自身もこの計画の策定に関与し、策定された 5 つの戦略的方向性を SEC 戦略計画（2023–2025 年）に反映させ、急速に変化する金融環境への対応力と資本市場の成長機会拡大の両立を図っている。

例えば、「デジタル化された資本市場」の戦略目標のもとで SEC が主導する官民連携のデジタル・インフラ（DIF）プロジェクトでは、2023 年 6 月に社債発行の申請・募集・決済を完全電子化する DIF ウェブポータルがタイ証券取引所（SET）、タイ銀行協会（TBA）、資本市場発展基金（CMDP）、タイ債券市場協会（ThaiBMA）などとの協働でパイロット稼働を開始した。このポータルは SEC のサンドボックス下で運用されており、市場サービスの効率性・透明性の向上、コストや事務負担の削減、発行体・投資家双方のアクセス改善、監督の実効性強化を通じて、タイ資本市場の取引効率および競争力の向上と持続的成長の促進に資する画期的なインフラとして位置付けられている。

3.3.2 金融のデジタル化に係る主な取組

(1) DIF Sandbox／DIF Web Portal⁴⁹

資本市場領域では、タイ証券取引委員会（SEC）が推進するデジタル・インフラ基盤（Digital Infrastructure: DIF）の整備が、官民連携によるデジタル化に係る重要な取組である。SEC は 2023 年 4 月にデジタル・インフラ・サンドボックスを開始し、社債発行の申請・承認手続きをオンラインのウェブポータル上で完結できる仕組みを導入した。2023 年 2～3 月に実施された第 1 段階のサンドボックスでは、DIF 基盤の主要運営者をはじめ、多数の社債発行体や証券会社・商業銀行などの仲介業

⁴⁸ SEC is ready to take further steps in promoting Thailand’s capital market to be a crucial driver for the country’s economic developments in line with the new Capital Market Development Plan

⁴⁹ SEC, [SEC launches DIF Sandbox for filing of bond offerings via web portal](#) / SEC, [SET, ASCO and TBA join hands with SEC, CMDP and ThaiBMA in launching the DIF Web Portal, a digital infrastructure for corporate bond issuance](#) / SEC, [SEC is ready to take further steps in promoting Thailand’s capital market to be a crucial driver for the country’s economic developments in line with the new Capital Market Development Plan](#)

者、タイ証券保管振替機構、およびタイ債券市場協会（ThaiBMA）など合計 18 の機関が参加し、社債の一次市場業務を支えるポータル相互運用性や標準化を本格運用前に検証した。続く 2023 年 6 月には、タイ証券取引所・タイ証券業協会・タイ銀行協会が主たる運営者となり、SEC、タイ資本市場開発基金、ThaiBMA などと協働して、DIF ウェブポータルを正式にローンチした。このポータルは、社債の発行申請から引受・決済・受渡しまで一連の手続きをフル電子化する国内初のシステムであり、規制当局のサンドボックス下でのパイロット運用を通じて債券市場業務の効率性・透明性向上、コスト削減、発行体・投資家のアクセス改善、および当局の監督効率の強化が期待されている。

本 DIF ポータルの構築は 2019 年に資本市場開発基金（CMDF）支援の下で SEC が着手したプロジェクトの第一フェーズに当たり、その目的はタイ資本市場の各種手続きをデジタル化することで取引の効率・高速性・安全性を高め、資金調達コストを削減し、市場参加者（資金調達者・投資家）の利便性を向上させるとともに、当局が市場データを収集・監督する能力を強化する点にある。これら一連の取組は、タイ政府が承認した「第 4 次資本市場開発計画（2022～2027 年）」における戦略目標の一つ資本市場のデジタル化と軌を一にするものであり、資本市場の手続きを 100% デジタル化して競争力と持続的成長を高めるマイルストーンとして位置付けられている。

(2) リテール CBDC Pilot (Project Bang Khun Phrom) ⁵⁰

タイ中央銀行（BOT）は 2022 年 8 月、公表文書（BOT プレスリリース No.39/2022）において、リテール向け CBDC 開発を「Project “Bang Khun Phrom”（バンクンプロム計画）」と称するパイロット段階へ移行し、限定された実環境で官民協働の実証を行う方針を明らかにした。本パイロットは、2022 年末から 2023 年第 3 四半期までの期間に、現金に近い取引を限定地域・限定参加者（約 1 万人の一般利用者）で試行し、システムの効率性・安全性や技術的設計を検証する「Foundation Track」と、CBDC のプログラマビリティ等を活用した新たなユースケースを探索する「Innovation Track」の 2 つのトラックで構成されている。

Foundation Track では BOT が選定したアユタヤ銀行、サイアム商業銀行、2C2P（タイランド）社の 3 機関が参加し、実証の協力企業としてリテール CBDC の取り扱いを担当した。

Innovation Track では CBDC のプログラム可能な支払い機能に焦点を当て、2022 年 8 月 5 日から 9 月 12 日まで一般参加型の「CBDC ハッカソン」を開催して民間からユースケース提案を募集し、選抜チームに金融機関業界のメンター支援を提供するなどの取組を実施した。このパイロット検証の終了後、BOT は 2024 年 4 月に「リテール CBDC Pilot Program – Conclusion Report」を公表し、Foundation Track および Innovation Track における成果を総括した。同報告では、パイロットの結果、Retail CBDC インフラが将来的に金融サービス提供者間の競争促進や新たな金融イノベーションの創出、より効率的で低コストなサービス提供に資する潜在力を有することが示されたとされる。もっとも、現時点で直ちにリテール CBDC を正式発行する計画はないことが明確に示されており、当面はパイロットから得られた知見を活用して決済システムの将来的な高度化に繋げていく方針である。

(3) Programmable Payment (Enhanced Regulatory Sandbox) ⁵¹

タイ中央銀行（BOT）は分散型台帳技術（DLT）やスマートコントラクト等の急速な発展に鑑み、金融の「責任あるイノベーション」方針の下でこれら先端技術の利点を取り込む一方、リスク管理を徹底すべく取り組んでいる。2024 年 6 月、BOT は現行の規制下では未認可の金融イノベーションも含めてテスト可能とする新たな強化型レギュラトリー・サンドボックスを創設し、その第 1 弾のテーマとして、プログラマブル・ペイメントの試行プロジェクト開始を発表した（プレスリリース No.23/2024, 2024 年 6 月 14

⁵⁰ BOT, [Progress of Retail Central Bank Digital Currency \(Retail CBDC\) Development](#) / BOT, [AnnualReport2022](#) / BOT, [Retail CBDC Pilot Program – Conclusion Report](#)

⁵¹ BOT, [Testing of Programmable Payment under the Enhanced Regulatory Sandbox Framework](#)

日)。このプロジェクトは官民連携により進められ、金融サービス事業者やテック企業から参加者を募って 2024 年 6 月 13 日から 9 月 13 日まで応募を受け付けた上で、限定的な環境下で実証実験を行う予定である。BOT は本実証を、決済インフラ上における「条件付き・自動実行」という新機能の有用性を検証し、その技術を幅広い金融サービスへ適用する可能性を探る試みと位置づけており、タイ証券取引委員会（SEC）・保険委員会（OIC）・財務省財政政策局（FPO）と連携して、その便益とリスクを評価し将来的に適切な監督方針を策定することを目的としている。このプログラマブル・ペイメントでは、例えばエスクロー（条件付きの資金支払い）や資産トークン化に伴う自動決済などがユースケースとして想定されている。もっとも、かかる新技術の導入は現行制度・市場実務の前提を転換し、技術的相互運用性や契約上・運用上の責任分界の明確化など多面的な調整が必要となる可能性がある。

また、新たな技術適用は金融システムに新種のリスクをもたらし得るため、BOT 自身「リスク評価・モニタリングの徹底と適切な規制措置の整備を同時に進める必要がある」と指摘しており、サンドボックスでの検証結果を踏まえつつ、段階的な適用範囲拡大の設計や関係当局・参加者間のルール整備、サイバーセキュリティや不正防止策の強化、利用者保護の枠組み構築など、フルスケール導入に向けたガバナンス対応が引き続き重要な課題となる。

(4) バーチャル銀行（無店舗型デジタル銀行のライセンス制度）⁵²

タイ政府は 2022 年 2 月に発表した金融セクター改革指針「持続可能なデジタル経済に向けた金融セクター再構築」において、テクノロジー企業等が参入できる「オープン競争の推進（無店舗型銀行の設立容認等）」を主要政策と位置付け、その具体化として 2024 年 3 月に財務省がバーチャル銀行の免許制度に関する規則を官報公布した。この新制度により、技術革新や多様なデータ活用に強みを持つ事業者が無店舗のデジタルチャンネルを通じて銀行サービスを提供し、これまで十分なサービスを受けられなかった個人や中小企業に新たな価値提案を行うことが可能となる。

バーチャル銀行は、顧客体験の向上と金融包摂の推進、新規参入による競争促進と既存金融機関の革新促進などの効果が期待され、また、金融システムの安定性や預金者保護へのリスクを高めないよう適切な規制管理が求められる。

3.3.3 アンケート結果

関係機関にアンケートを実施した結果、得られた回答の一部を掲載⁵³

<p>現行の取組</p> <p>Q1-1. 貴管轄で現在進行中の主要なクロスボーダー決済の取組を記述してください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● すでにシンガポール、日本、ラオス、香港、マレーシア、ベトナム、インドネシア、カンボジア、韓国、中国の 10 本の二国間 QR コード/決済接続を構築済み。 ● 創設国（インド、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）の一員として、Nexus による多国間接続へ移行中。
<p>政策目的</p> <p>Q1-2. これらの取組の主な政策目的は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 主な目的は、G20 のクロスボーダー決済目標（速度・コスト・透明性・アクセスの改善）を達成することであり、国内ファストペイメントを活用して観光や在外者送金、経済に貢献する SME を支援すること。 ● 重点ユースケースは、(1) 出稼ぎ労働者向けリアルタイム送金、(2) 観光客・国境貿易向けクロスボーダーQR コード決済の 2 点。
<p>成果</p> <p>Q1-3. これらの取組は測定可能な成果を生みましたか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● PromptPay-PayNow 接続（タイ-シンガポールの二国間接続）を通じた入出金取引額は、2021 年から 2024 年にかけて 6 倍に成長。

⁵² BOT, [The BOT Issues a Public Consultation on Repositioning Thailand’s Financial Sector for a Sustainable Digital Economy](#)

⁵³ 2026 年 3 月に ASEAN 主要国の当局・業界団体事務局にアンケートへの回答を依頼し、得られた回答の要旨を国別に掲載

ASEAN 主要国における金融テクノロジー活用の取組に関する委託調査報告書

<p>課題 Q1-4. クロスボーダー決済の接続性を実装／運用する上で直面した主な課題は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題は段階ごとに異なります。企画・開発段階では、国ごとのビジネスアレンジメント、技術構成、法的要件の違いにより合意形成に時間がかかり、進捗を阻害し得る。 ● サービス開始後は、(1) 利用拡大（例：外国人がタイ QR コード決済で支払えることを旅行者や加盟店が認知していない）や (2) これらの接続で不正事案が発生すること。
<p>現状 Q2-1. 貴管轄における CBDC 開発の現状は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● タイ中央銀行は 2018 年以降、リテール CBDC とホールセール CBDC の両方を継続的に開発しています。 1) リテール CBDC：2023 年にパイロット完了（実価検証、FSP 3 社〔銀行 2・ノンバンク 1〕、利用者 4,000 人）。現時点で公式発行計画はなく、知見をトークン化決済基盤や相互運用標準づくりに活用。 2) ホールセール CBDC：DLT を用いたクロスボーダー決済を継続パイロットし、技術・業務・法務・ガバナンス面を検証。
<p>戦略的目的 Q2-2. CBDC 関連の取組を推進する政策目的は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 1) リテール CBDC：リテール決済／送金におけるデジタル公共マネー基盤として、(1) Foundation、(2) Innovation（programmability）、(3) Open access（non-bank を含む幅広い参加者）、(4) Alternative（将来対応で強靱な基盤）を検証。 ● 2) ホールセール CBDC：金融機関・企業向けの次世代 FMI として、クロスボーダー決済のコストと決済リスクを低減し、速度・透明性・運用簡素性を向上。
<p>実務的成果 Q2-3. パイロット／実験を実施した場合、どのような主要な知見・成果が得られましたか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 1) リテール CBDC：発行～支払／送金～償還までの E2E を実証。リテール取引量として約 2,000～2,500 件/秒を処理可能。programmability により自動化・業務効率化を確認。一方で、新規参加者増に伴う役割定義と規制枠組み整備が課題。 ● 2) ホールセール CBDC：DLT と programmability を活用し、multi-currency platform で PvP を支援。コルレスバンク依存を減らし、送金時間を 3～5 日から秒単位へ短縮、コスト低減と決済リスク緩和に寄与。ただし業務運用と規制枠組みの差異が主要課題。
<p>課題 Q2-4. CBDC 開発に関して、残る障害や未解決の論点は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 1) リテール CBDC：既存決済に対する優位性がまだ明確でなく、決済／送金等の一般ユースケースでの位置付けが課題。また新規参加者に対する規制枠組みを検討する必要。 ● 2) ホールセール CBDC：コルレスバンクが関与せず、商業銀行は(1) liquidity 管理（multi-currency CBDC platform での pre-funding、CBDC platform と法定通貨の二重管理、現地通貨 FX 流動性確保）と、(2) 規制遵守（各国の為替規制、AML/CFT、制裁リスト等の追加プロセス）が課題。
<p>規制・監督の現状 Q3-1. 貴管轄におけるステーブルコインの規制・監督枠組みの現状を記述してください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● タイ中央銀行は、支払手段としての Thai Baht stablecoins に関する規制枠組みを最終化しています。Programmable Payment Sandbox（2024-2025）の取組を踏まえ、2026 年に formal public hearing を予定。想定要件：認可金融機関の分別預金口座において、発行残高と同額のタイバーツ建て準備資産を 100% 保有すること、保有者の明確な償還権、厳格な AML/CFT 遵守。
<p>政策目的 Q3-2. ステーブルコイン規制・監督に関するアプローチを導く政策目的は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「適切なガードレールの下でイノベーションを可能にする」という原則に基づき、(1) 金融安定：主権通貨の健全性を維持すること、外貨準備の十分性や資産裏付けの基準を確保、(2) 決済システムの健全性：AML/CFT のリスクを低減するための KYC および KYM の実施、ならびに規制されたウォレットの使用を求める、(3) 規制の抜け穴および不正防止：無許可の資本流出や不正行為を招くような隙間を塞ぎ、既存の金融セーフガード（安全網）を回避させない。
<p>成果 Q3-3. 貴管轄でステーブルコインに関連する活動やユースケースは生じていますか？ 可能であれば、相手方と交渉テーマ（匿名／概要）も記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 正式規制の整備を待つ間、BOT の強化された規制サンドボックス（2025-2026）では、観光客の入出金決済、エスクロー支払、トークン化資産（トークン化証券を含む）の決済などのユースケースを検証。

ASEAN 主要国における金融テクノロジー活用の取組に関する委託調査報告書

<p>課題 Q3-4. ステーブルコインが貴管轄にもたらすリスクや課題は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 主な課題は、規制境界のギャップと、不正資金の可能性です。具体的には、(1) USDT や USDC 等のクロスボーダー／無規制発行に伴う資本移動モニタリング上のリスク、(2) AML/CFT 脆弱性の高まり、(3) ステーブルコイン・トークン化預金・既存の支払手段 (e-money を含む) 間の技術的／規制的な相互運用。
<p>相互運用性 Q4-1. 技術・法務・ガバナンスの観点で、相互運用性に関して最も重要と考える主要課題を記述してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な法的課題は、管轄ごとに異なる基準の下で AML/CFT の透明性を確保することです。調和されたトラベル・ルールの実装と、決済の最終性に関する統一ルールブックの欠如が大きな障害です。これらがないと、トークン化された国際送金における本人確認・責任分担の一貫した適用が運用面・法務面で複雑になり。
<p>クロスボーダー情報共有 Q4-2. どの種類のクロスボーダー情報共有が特に難しく、その理由は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● AML/CFT 情報共有は、特に資金源の検証に関して難易度が高いです。トークン化された国際送金が従来の電信送金と同等の規制水準を満たす必要がありますが、ステーブルコイン取引は コルレスバンクを迂回し得るため、リアルタイム KYC データとトラベル・ルール準拠情報を、データ・プライバシー法が異なる複数管轄間で整合させる際に大きな運用摩擦が生じる。
<p>多国間接続のオンボーディング基準 Q4-3. もし貴国が多国間接続を主導 (または共同主導) する場合、参加国・参加者にどのようなオンボーディング基準を適用しますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 多国間接続の基準は大きく 2 点。 (1) 規制の同等性：参加国は FATF 標準に準拠した AML/CFT 枠組み、特にデジタル資産のトラベル・ルールを満たすこと。 (2) 技術的相互運用：ISO 20022 メッセージ標準と secure API 接続に準拠し、E2E での透明性を確保すること。これにより民間はコンプライアンスが簡素化し、当局は AML/CFT 執行力が高まる。
<p>基準未達メンバーの条件付き参加 Q4-4. ベースライン基準を満たさない国・参加者を含める必要がある場合、どのような「条件付き参加」を検討しますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● トランザクション件数／金額上限や利用目的制限など運用上の制約を設け、基準達成まで低リスク活動に限定することが考えられます。また、当初はオブザーバーとして参加し、技術・規制能力を整備した後にアクティブ参加へ移行する方法もあります。
<p>詐欺・不正対策 Q4-5. scam / fraud 防止のため、クロスボーダーネットワークレベルで比較の実装しやすい「共通措置」は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央不正取引登録の統合：参加国間でブラックリスト化されたウォレットアドレスや、不正利用が疑われる口座 (mule accounts) を共有するデータベースを整備し、リアルタイムのリスクシグナルにより疑わしい取引をネットワーク外へ出る前にブロックできるようになる。
<p>ASEAN 域内協力 Q4-6. 上記の分野を前進させる上で、他の ASEAN 管轄とどのような協力が最も効果的ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● Project Nexus のような多国間プラットフォームを活用し、ハブ・アンド・スポーク型の接続で二国間接続乱立を減らすことが有効である。共通の AML/CFT と紛争解決のルールブックを整備することで、コンプライアンス負担を下げつつ域内金融統合を深められる。
<p>日本への要望 Q4-7. 有益だと考える日本からの協力があれば記述してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本のデジタル資産監督に関するベストプラクティスの共有は能力構築に有益です。たとえば日本の資金決済法の知見を共有し、ステーブルコインの発行枠組みや準備資産の透明性を強化するとともに、不正取引のモニタリング能力向上に寄与する。

3.4 インドネシア

インドネシアにおける金融のデジタル化の経緯は、包摂を国家目標として掲げる政府の枠組み、決済・データ・デジタル通貨を統合する中央銀行の設計図、FinTech・デジタル資産を制度化する金融監督当局の監督・育成計画が一体となって進展してきた。これらの流れはデジタル基盤の設計・決済インフラ整備、決済システムの社会実装・普及、将来を見据えた金融インフラの再設計の 3 フェーズで整理する事が出来る。

▶ デジタル基盤の設計・決済インフラ整備

2016 年にマレーシア政府は大統領令 (Perpres No.114/2020) により SNKI (インドネシアにおける国家金融戦略) を定め、金融包摂を、成長・貧困削減・格差是正に資する国家戦略として位置づけ、中央・地方・関係機関の計画を同期させる実施枠組み (DNKI 等) を置いた。

また、2019 年には Indonesia Payment Systems Blueprint 2025 を策定。オープンバンキングや金融インフラ等の 5 つの領域を提示し、デジタル経済時代に向けた決済・金融インフラの国家設計を明確化する方針を定めている。

▶ **決済システムの社会実装・普及**

2019 年には統一 QR コード決済規格 QRIS (Quick Response Code Indonesian Standard) を導入。統一規格の導入により決済プロセスの簡素化に繋がった事で、利便性向上や中小企業のデジタル化にも貢献している。

▶ **将来を見据えた金融インフラの再設計**

2021 年には OJK (金融サービス庁) が Master Plan Sektor Jasa Keuangan Indonesia (MPSJKI) (2021-2025) において、ポスト・コロナ期の回復支援と、金融セクターの耐性・競争力を中期方針として提示し、低いリテラシー／包摂、横断的な規制監督ギャップ、デジタル経済による構造変化などの課題を明示。デジタル化を「個別施策の寄せ集め」にせず、セクター横断で安定・保護・成長を同時に成立させるための制度・監督の整合が不可欠になるという認識を示した。

決済領域では、BI (インドネシア中央銀行) が「接続のルール」を先に整えることで民間実装のスケールを狙った。具体的に、SNAP はオープン API 決済の国家標準として技術・セキュリティ・データ仕様に加えガバナンス指針まで含む枠組みとして提示され、Developer Site やサンドボックスを通じて産業実装を支援する設計が示されている。

さらに BI は 2023 年 9 月から決済分野における国家標準の Open API 規格である SNAP の管理をインドネシア決済システム協会 (ASPI) へ移管し、標準の運用・検証・更新を産業側 (SRO) に担わせる形で、標準の「制定」だけでなく「運用ガバナンス」まで制度化した。この官民分業は、モジュール化した決済サービス (銀行・FinTech・非金融が API で結合) において、相互運用性と安全性を市場慣行として維持するための実装モデルとして位置づけられる。

BI は 2022 年 11 月に Project Garuda を公表し、便益・リスク分析を前提に設計論点を整理した。2024 年には、2030 年を見据えた国家レベルの決済・金融インフラの長期戦略として Indonesia Payment Systems Blueprint 2030 を公表。

3.4.1 金融当局の主な長期計画・公式文書

(1) Indonesia Payment Systems Blueprint 2030⁵⁴

インドネシア銀行は、デジタル経済時代に対応した国家の決済システム戦略としてインドネシア決済システム・ブループリント 2025 (BSPI 2025) を 2019 年 11 月に策定した。本ブループリントは、デジタル金融の機会を最大限に活用しつつ、リスクを適切に管理し、経済のデジタル化を通じた金融包摂と安定的な決済インフラの実現を目的としている。

BSPI 2025 は、国家規模でのデジタル経済・金融の統合と金融包摂の促進、銀行のデジタル変革による金融仲介機能の強化、API 標準化等を通じたフィンテックと銀行の連携強化、イノベーションと利用者保護・金融安定性の両立、クロスボーダー取引における国益の確保と国際連携の強化、のように 5 つの主要ビジョンを掲げている

これらのビジョンを実現するため、BSPI 2025 は 5 つの主要イニシアチブを設定し、2019 年から 2025 年にかけて 23 の重要施策を段階的に実施するロードマップを提示している。各イニシアチブは、BI 内のワーキンググループが中心となり、関係省庁や民間部門との協調のもとで推進されている。

⁵⁴ BI, [Blueprint-Sistem-Pembayaran-Indonesia-2030-EN.pdf](#)

(2) Peta Jalan IAKD 2024–2028^{55 56 57}

OJK の IAKD (Inovasi Teknologi Sektor Keuangan, Aset Keuangan Digital dan Aset Kripto) ロードマップ (2024–2028) は、金融セクターにおける技術革新 (ITSK) とデジタル金融資産・暗号資産を対象に、規制・監督の基盤整備と産業育成を段階的に推進する中期計画として位置づけられている。このロードマップは 2020–2024 年のデジタル金融イノベーション・ロードマップで確立された基盤の上に策定され、信頼性が高く信用度のある IAKD 産業の構築をミッションに掲げている。その使命には、金融サービス部門および国民経済の成長を支えつつ、イノベーション促進と金融の安定・消費者保護を両立させるといった目標が含まれている。また、本ロードマップの戦略的目的は、強靱でバランスの取れた、包括的かつ持続可能な IAKD セクターの成長を支援することであり、インドネシア政府の国家中期開発計画 (RPJMN 2020–2024) とも整合するよう策定されている。

このロードマップの実施は 3 つのフェーズ (段階) に区分され、各ステージを通じて計画が順次実行される。フェーズ 1 (2024–2025 年) は規制・監督の基盤強化、フェーズ 2 (2026–2027 年) は開発・強化の加速、フェーズ 3 (2027–2028 年) は深化と持続的成長をそれぞれ目指すものである。さらに、本ロードマップでは 4 本の主要な柱 (①規制・開発、②監督・執行、③ライセンス・情報、④イノベーション) が戦略の指針として定められており、これらに沿って 9 つの戦略プログラム (例: 規制サンドボックス、デジタル・イノベーション・センター、SupTech/RegTech の導入 など) を策定して段階的に実施することで、監督の実効性向上と IAKD 産業の健全な成長を同時に実現する方針である。こうしたロードマップの取組みにおいては、政府や関連機関、業界、コミュニティとのシナジーが成功のカギであり、全関係者の連携によってイノベーション推進と金融安定・消費者保護の両立を図ることが強調されている。

(3) Master Plan Sektor Jasa Keuangan Indonesia (MPSJKI) 2021–2025⁵⁸

MPSJKI (Master Plan Sektor Jasa Keuangan Indonesia) 2021–2025 は、OJK が銀行・資本市場・保険等を含む金融サービスセクター全体を対象に、経済回復と金融セクターのレジリエンス・競争力の強化を目的として策定された戦略文書である。COVID-19 による経済・金融の不確実性や PEN (経済回復プログラム) への資金供給、金融市場のボラティリティといった短期的課題に加え、長期資金供給源の不足、規制・監督のギャップ、金融リテラシー・包摂の低さ、デジタル経済の進展による構造的変化などを踏まえ、国家中期計画 (RPJMN 2020–2024) と整合する形で策定されている。

本マスタープランは、OJK の法定目的 (持続的かつ安定した金融システムの構築と消費者保護) に沿い、短期的には資金仲介機能と市場の信認回復を図りつつ、中長期的には市場の深化、長期資金供給力の強化、デジタル化対応による競争力向上を目指す構造を持つ。特に、デジタル化と金融包摂は、個別の施策ではなく、MPSJKI の重点領域③「デジタル変革の加速」や、金融リテラシー戦略 (SNLKI 2021–2025) において横断的な要素として位置付けられており、金融セクターの機能強化と包摂性の向上に資するものとされている。

また、列挙された課題が多岐にわたることから、実装においては「制度横断的な整合」が鍵となる。すなわち、銀行・資本市場・保険等の縦割りを超えた長期資金供給、デジタル化、消費者保護、監督の一貫性を、規制・監督・市場育成の各手段を通じて統合的に推進する必要がある。

⁵⁵ OJK, [Peta Jalan Pengembangan dan Penguatan Inovasi Teknologi Sektor Keuangan, Aset Keuangan Digital dan Aset Kripto 2024-2028](#)

⁵⁶ OJK, [Peta Jalan Pengembangan dan Penguatan Inovasi Teknologi Sektor Keuangan, Aset Keuangan Digital dan Aset Kripto 2024-2028](#)

⁵⁷ OJK, Siaran Pers: OJK Luncurkan Peta Jalan Pengembangan dan Penguatan Inovasi Teknologi Sektor Keuangan, Aset Keuangan Digital dan Aset Kripto (IAKD) 2024-2028, Gelar Digital Financial Innovation Day (OJK Digination) 2024

⁵⁸ OJK, Master Plan Sektor Jasa Keuangan Indonesia 2021-2025

3.4.2 金融のデジタル化に係る主な取組

(1) Project Garuda⁵⁹

インドネシアでは、中央銀行であるインドネシア銀行（BI）が、同国の CBDC としての「デジタル・ルピア」最適設計を探求する Project Garuda を推進している。デジタル・ルピアはデジタル時代におけるルピアの通貨主権を維持するための国家的戦略であり、インドネシア決済システム・ブループリント 2025（BSPI 2025）で掲げられた経済・金融分野のエンドツーエンド統合という目標とも軌を一にするデジタル変革施策である。また、本プロジェクトはクロスボーダー取引の相互運用性確保の観点から、国際的な中央銀行コミュニティや国際機関との協調も重視している。

BI は 2022 年 11 月 30 日付でデジタル・ルピア開発に関するホワイトペーパーを公表した。このホワイトペーパーでは、CBDC「デジタル・ルピア」のエンドツーエンドの統合的な設計構想、新たなビジネスモデルを促進する設計上の特徴、技術アーキテクチャ、ならびに実現に向けた規制・政策上の支援策が詳述された。続いて、2023 年 1 月 31 日、ステージ I（第 1 段階）の協議文書「Project Garuda: Wholesale Rupiah Digital Cash Ledger」を公表し、デジタル・ルピアの設計・影響・利点について官民の幅広い関係者から意見を募った。この協議文書では、デジタル・ルピア開発の即時段階におけるホールセール向け「デジタル・ルピア現金台帳」の設計が提示されており、発行・償還・資金移転などの基本機能の導入や、デジタル・ルピアの導入が決済システムや金融システム、さらには通貨価値の安定性に及ぼし得る影響についても論じられている。さらに BI は 2023 年 1 月末から 7 月中旬にかけてパブリックコメントを実施し、協議文書に対する多様なステークホルダーからの意見を収集・分析して、その結果をまとめた報告書を公表した。そして 2024 年 12 月 13 日には、デジタル・ルピアの即時段階に関する概念実証を完了し、その成果として概念実証報告書「Project Garuda: Wholesale Rupiah Digital Cash Ledger」を公表した。この概念実証では、デジタル・ルピアの設計要件を満たす最適な技術を評価するため、2 種類の分散型台帳技術（DLT）プラットフォーム上で発行・償還・送金の各プロセスに関する試験が実施された。BI はデジタル・ルピア開発の各フェーズにおいて透明性および関係者との協働を重視しており、概念実証で得られた成果も今後の更なる検討を進め、進化するデジタル経済・金融環境への対応策を講じるうえでの基盤となるとしている。

(2) Bank Indonesia Digital Innovation Centre (BIDIC)^{60 61}

インドネシアにおいては、中央銀行であるインドネシア銀行（BI）の策定した「インドネシア決済システム 2030 年ブループリント（BSPI 2030）」の「イノベーション（Inovasi）」戦略イニシアチブの一環として、インドネシア銀行デジタル・イノベーション・センター（BIDIC）の設立が掲げられている。BIDIC は、決済・金融分野におけるデジタル化の進展に伴い顕在化する消費者保護、公正かつ健全な競争、金融システムの安定性等に係るリスクへ対応しつつ、安全かつ持続可能なイノベーションを推進するために官民協働で機能する試行・協働のハブとして位置付けられている。

BI の公式発表によれば、BSPI 2030 ではイノベーションと消費者保護・システム健全性とのバランスを協働的に確保する方針が示されており、その具体策の一つとして BIDIC の創設が明記されている。この BIDIC（インドネシア語名称：Pusat Inovasi Digital Indonesia, PIDI）は、あらかじめ規制や標準を細部まで定めて市場を制約するのではなく、実践的な実証実験（いわゆる「ラーニング・バイ・ドゥーイング」）を通じてイノベーションを促進し、その過程で規制・標準・監督上の論点を洗い出す政策実験のプラットフォームとして期待されている。すなわち、民間セクターが有するユーザーエクスペリエンスやビジネスモデル、技術上の知見と、当局が追求する安全性・信頼性・市場規律の確保といった公共目的とを

⁵⁹ BI, Project Garuda: Navigating The Architecture Of Digital Rupiah

⁶⁰ BI, Lima Inisiatif BSPI 2030 untuk Mengakselerasi Ekonomi Digital Nasional

⁶¹ BI, PIDI: Pusat Inovasi Digital Indonesia untuk Akselerasi Talenta Digital dan Inovasi Nasional

BIDIC での共同実験を通じて結び付け、産業界と規制当局との橋渡しを図ることで、イノベーションの成果が十分なガバナンスおよびリスク管理・消費者保護の下で実現されるようにし、そして蓄積された知見を今後の制度や基準の整備にも活用し得る枠組みとなっている。

3.4.3 アンケート結果

関係機関にアンケートを実施した結果、得られた回答の一部を掲載⁶²

<p>現行の取組 Q1-1. 貴管轄で現在進行中の主要なクロスボーダー決済の取組を記述してください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● インドネシアはクロスボーダー決済の接続性を積極的に拡大しており、最も注目すべき取組は 2026 年 4 月に開始予定の「QRIS – 韓国 QR コード」決済接続である。これにより両国の利用者は、自国の QR コードアプリを用いて加盟店でシームレスに支払いができ、より広範な地域決済や即時決済の統合に向けた取組を補完する。 ● インドネシア中央銀行の取組として、QRIS cross-border network、BI-Fast を用いたほぼ即時の国際送金を目指す Project Nexus、ホールセール CBDC 向けの Project mBridge などがある。Superbank は、QRIS と BI-Fast の最適化を通じて、引き続き国内取引に注力している。
<p>政策目的 Q1-2. これらの取組の主な政策目的は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 送金コストと時間の削減。クロスボーダーQR コードや即時決済は、コストの高い仲介者に依存せずに小口送金を即時化可能。これにより、特に移民労働者や MSME 向けの送金手数料が下がり、スピードが向上する。 ● 観光・旅行の支援。旅行者は自国の QR コードアプリで海外でも支払え、両替の手間を減らす。利便性が高まり、観光消費を押し上げ、二国間の経済関係を強化する。 ● 中小企業（SME）貿易と金融包摂の促進。SME は、国際カードネットワークへの依存を減らし、手頃なクロスボーダー決済手段にアクセスできる。地域の E コマースと貿易を促進し、小規模事業者の海外顧客獲得を後押しする。 ● 地域金融統合の強化。QRIS 接続や現地通貨決済（LCS）枠組みにより、域内貿易における USD 依存を低減する。 ● 通貨当局間の協力と外部ショックへの耐性を強化。相互接続された決済システムという ASEAN のビジョンに整合。 ● 透明性と安全性の向上。デジタル決済は追跡可能で標準化された取引記録を提供し、不正やマネロンのリスクを低減。国境をまたぐ規制監督とコンプライアンスを強化する。 ● 目的は、現地通貨取引を促進して USD 依存を減らすこと、金融包摂の促進、第三者を排して効率化すること、そして地域的な接続性を高める。
<p>成果 Q1-3. これらの取組は測定可能な成果を生み出しましたか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引量の増加、エラー／例外率の低下、ユーザー体験の改善、参加者の拡大が見込まれる。 ● 国際取引の取引量が増加。
<p>課題 Q1-4. クロスボーダー決済の接続性を実装／運用する上で直面した主な課題は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● インドネシアのクロスボーダー決済の取組は、規制の複雑さ、システム間の運用上の摩擦、国境をまたぐ監督の整合、データ共有／セキュリティ上の懸念といった課題に直面。これらは強い地域的な機運がある一方で相互運用性の進展を遅らせている。インドネシアは QRIS 接続や国際決済銀行の Nexus 等への参加を通じて地域接続性を強化しようとしています。主なハードルは規制調和、技術的相互運用性、そして安全なデータ共有です。これらを克服することは、安価な送金、観光流入の拡大、SME の支援、より深い金融統合という政策目標を達成する上で不可欠。 ● 主な課題は、国ごとに規制が異なることによる法的制約、データ共有のセキュリティ問題、技術的課題、そして参加コストが高いこと。

⁶² 2026 年 3 月に ASEAN 主要国の当局・業界団体事務局にアンケートへの回答を依頼し、得られた回答の要旨を国別に掲載

ASEAN 主要国における金融テクノロジー活用の取組に関する委託調査報告書

<p>現状 Q2-1. 貴管轄における CBDC 開発の現状は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● インドネシアでは中央銀行デジタル通貨（CBDC）「Digital Rupiah」が現在パイロット段階にあります。インドネシア中央銀行はホールセール CBDC のプロトタイプ（2024 年）を開発し、現在は証券取引での利用をテストしています。今後、一般利用に向けてリテール CBDC へ段階的に拡大する計画です。 ● QRIS は日本を含む一部の国で導入済みです。その他の取組は引き続きパイロット／実験段階である。
<p>戦略的目的 Q2-2. CBDC 関連の取組を推進する政策目的は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策目的として、クロスボーダー決済の強化と金融包摂の促進を目指します。これにより当行の取引利用が増えると見込まれる。
<p>実務的成果 Q2-3. パイロット／実験を実施した場合、どのような主要な知見・成果が得られましたか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融包摂の促進 銀行口座を持たない／十分でない層へのデジタル決済アクセスを提供。QRIS やモバイルウォレットと連携する低コストなリテール CBDC サービスを可能にする。 ● 2) クロスボーダー決済の強化 地域 CBDC 実験（例：BIS Project Nexus）に参加し相互運用性を検証。/CBDCと 現地通貨での Settlement (LCS) を連携し、貿易決済における USD 依存を低減
<p>課題 Q2-4. CBDC 開発に関して、残る障害や未解決の論点は何か？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法的権限・規制枠組み：現行法で Rupiah の法定通貨定義が現物中心であり、デジタル形態への拡張に立法対応が必要。発行／流通／利用の権限整理も論点。 ● プライバシー・データ管理：AML/CFT の透明性と利用者プライバシーの両立、小口取引の匿名性可否。 ● ガバナンス：インドネシア中央銀行による直接発行か、銀行／fintech を介したモデルか。サイバーセキュリティ、紛争解決、消費者保護の責任分担。 ● 相互運用性：QRIS、fast payments、cross-border CBDC platform との統合。地域標準（例：BIS Project Nexus）の進展待ち。 ● サイバー／運用リスク：攻撃対象化、障害耐性、不正・ハッキング、contingency framework。 ● 経済・政策影響：リテール CBDC による銀行預金減少、金融仲介、金融安定、金融政策伝達への影響。 ● 法務・コンプライアンス上の課題、サイバーリスク、ガバナンス。
<p>規制・監督の現状 Q3-1. 貴管轄におけるステーブルコインの規制・監督枠組みの現状を記述してください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法的には、ステーブルコインは P2SK Law および OJK Regulation No. 27/2024 の下で Digital Financial Assets ("backed crypto assets") として分類されます。認可取引所で commodity としての取引は許容される一方、Rupiah の通貨主権を守るため国内での支払手段としての利用は厳格に禁止されています。
<p>政策目的 Q3-2. ステーブルコイン規制・監督に関するアプローチを導く政策目的は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、ステーブルコインは取引所で取引可能な digital assets の一部と位置づけられています。OJK は dedicated regulatory framework の必要性を評価中です。ただしインドネシアにおけるステーブルコインの法規制枠組みは、インドネシア中央銀行の中核的マニフェストと運用機能とも密接に関連します。
<p>成果 Q3-3. 貴管轄でステーブルコインに関連する活動やユースケースは生じていますか？ 可能であれば、相手方と交渉テーマ（匿名／概要）も記載してください。</p>	<p>(有効回答なし)</p>

ASEAN 主要国における金融テクノロジー活用の取組に関する委託調査報告書

<p>課題 Q3-4. ステーブルコインが貴管轄にもたらすリスクや課題は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● a) 外貨建て ステーブルコイン の広範な普及は、通貨主権や国内金融政策手段の有効性を損なうリスク。 b) 発行体が検証可能な full-value reserves (特に Rupiah 建て) を維持できるかが重要。 c) 擬似匿名かつボーダーレスになり得る取引は AML/CFT (対マネロン/テロ資金供与) 上の懸念。 d) 海外発行体が国内で流通する場合、監督権限、規制裁定、執行の難しさ。 e) インドネシア利用者を含む取引データがデータガバナンス/ローカライゼーション要件に適合するか。 <ul style="list-style-type: none"> ● 主な課題は規制境界のギャップと illicit finance の可能性です。具体的には、(1) USDT や USDC 等の cross-border/無規制発行による資本移動モニタリング上のリスク、(2) AML/CFT 脆弱性の高まり、(3) ステーブルコイン・tokenized deposits・既存決済 (e-money を含む) 間の技術/規制上の相互運用性です。
<p>相互運用性 Q4-1. 技術・法務・ガバナンスの観点で、相互運用性に関して最も重要と考える主要課題を記述してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● インドネシアの CBDC (Digital Rupiah) 開発では相互運用性をロードマップの中心に据えています。技術・法務・ガバナンス面で重要課題が残っています。 <ul style="list-style-type: none"> a) クロスプラットフォーム間送金や ホステッドウォレット (管理型) とアンホステッドウォレット (非管理型) 間で必要な本人確認・送金情報の標準化 (トラベル・ルール等) と監査可能性の維持。 b) 取引/カストディ等の重要システムを国内で適切に統制・ガバナンスし、情報セキュリティ標準や電子システム登録要件に整合。 c) デジタル金融資産のデリバティブ拡大に伴い、価格参照、マージン、リスク管理、監視の相互運用が必要 (信頼できる参照価格、統合的なマージン設定) 。 d) クロスボーダー取引は法制度差 (定義、ライセンス、執行) により不確実性が高い。 e) 小口参加が多い市場で、相互運用性が監視・適合性・消費者保護の死角を作らないことが重要。
<p>クロスボーダー情報共有 Q4-2. どの種類のクロスボーダー情報共有が特に難しく、その理由は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● インドネシアのクロスボーダー決済や CBDC では、法制度・技術標準・ガバナンスの差異により情報共有が特に難しい領域が残っている。とりわけセキュリティ、プライバシー、規制主権に関わる情報は、透明性ニーズと国益/消費者権利の保護のバランスが難しいため障壁が高い。 ● デジタル資産業界では トラベル・ルールがサンライズ・イシュー (Sunrise issue : 各国での導入時期のズレによる問題) 、各国の個人情報保護法、技術相互運用ギャップにより大きな運用障壁となっている。相互承認や情報共有協定、リスク配分の枠組みは地域・国際レベルで未成熟である。
<p>多国間接続のオンボーディング基準 Q4-3. もし貴国が多国間接続を主導 (または共同主導) する場合、参加国・参加者にどのようなオンボーディング基準を適用しますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● インドネシアが主導/共同主導する場合、参加国・参加者の技術・法務・ガバナンスの準備状況を重視し、信頼、レジリエンス、相互運用性を確保するオンボーディング基準を設定する。 ● OJK は、規制の同等性、FATF 整合の AML/CFT 相互運用性、重要市場インフラの強い ガバナンス、消費者保護と市場健全性を組み合わせて参加国・参加者をオンボード (デジタル金融資産デリバティブを含む拡大方針に整合) 。
<p>基準未達メンバーの条件付き参加 Q4-4. ベースライン基準を満たさない国・参加者を含める必要がある場合、どのような「条件付き参加」を検討しますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ベースライン基準未達の参加者を含める場合、システム健全性を守りつつ段階的な能力向上を促す、リスクベースでの条件付き参加 (safeguards 付き) を想定する。 ● インドネシアが未達の参加者を含める必要がある場合、リスクベース・期限付き・リングフェンスな条件付き参加を検討します。例として、Sandbox for ITSK のように管理された参加を許容しつつ、市場健全性と消費者保護を維持する。
<p>詐欺・不正対策 Q4-5. scam / fraud 防止のため、クロスボーダーネットワークレベルで比較の実装しやすい「共通措置」は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● クロスボーダーネットワークでは、標準化と実務性、そして当局間の信頼を両立する「共通措置」が最も実装しやすいと考える。 ● 取引所横断の共有ブロックリストとオンチェーン・ウォッチタワーを当局の報告ポータルと連携し、詐欺・不正に関するインテリジェンスを迅速共有。発行体の情報開示基準や緊急停止措置の取り決めを調和。すべてのオン/オフランプに最低限のウォレットスクリーニングとリスクスコアリングを求め、予防・早期検知・越境リスク管理を強化する。

<p>ASEAN 域内協力 Q4-6. 上記の分野を前進させる上で、他のASEAN 管轄とのどのような協力が最も効果的ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● クロスボーダー決済接続、CBDC、詐欺対策を前進させるには、技術、法規制、ガバナンス／運用の 3 つの側面で協力を深めることが効果的です。ASEAN における有効な協力の形としては、以下が挙げられます： <ol style="list-style-type: none"> (1) 規制当局間の覚書（MoU） (2) デジタル資産／暗号資産市場に関する常設の監督カレッジ (3) 共同のインシデント対応および法執行 (4) 共通の技術・データ標準（監督報告、マーケット監視、AML/CFT 管理-トラベル・ルール対応、最低限のウォレットスクリーニング／リスクスコアリングなど） (5) 共有された詐欺・不正インテリジェンス層（ブロックリスト、ウォッチタワーシグナル、詐欺アラート、凍結・保留プロトコルなど） (6) サンドボックス型のクロスボーダーパイロット（低リスクな送金ルートから段階的に拡大） これらの措置は、OJK（インドネシア金融サービス庁）の枠組み（POJK 27/2024、POJK 23/2025）と整合し、消費者保護とガバナンスの強化に資するものです。
<p>日本への要望 Q4-7. 有益だと考える日本からの協力があれば記述してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本との協力は、インドネシアにおける決済システムの近代化や CBDC 関連の取組を進める上で有益でした。協力分野は、政策対話、技術支援、能力構築、情報共有に分類できます。日本の金融庁（FSA）との協力は、暗号資産市場の規制設計（ライセンス制度、取引所／清算・決済／カストディなど主要インフラのガバナンス）、デリバティブ関連のリスク管理、消費者保護の整合といった分野で有益である。さらに、リスクベースの監督、監督データ／報告基準、オンチェーン分析による市場監視・詐欺／不正検知、トラベル・ルールの実装、ウォレットスクリーニング／リスクスコアリングなど、AML/CFT の相互運用性に関する研修やワークショップを通じた政策対話・技術支援・能力構築も効果的である。詐欺の類型、サイバーインシデント、法執行の教訓、インシデント対応プレイブック（凍結・保留手順、危機対応シミュレーションなど）に関する情報共有も望まれる。

3.5 フィリピン

フィリピン国内における金融のデジタル化は、フィリピン中央銀行（BSP）が主導している。これらの取組は、大きく①基盤整備、②デジタル化の加速・エコシステムの高度化・金融包摂の進展、の 2 段階で整理できる。

▶ 基盤整備

2000 年代以降、電子マネーが正式に制度化された。2004 年には大手通信会社が主導する形でモバイルマネー（GCash）が登場し、金融包摂が進展した。2015 年には、全国レベルでの効率的かつ信頼性の高い決済システム構築を目指し、BSP 主導で National Retail Payment System（NRPS）の枠組みが導入された。

▶ デジタル化の加速・エコシステムの高度化・金融包摂の進展

2020 年には、BSP が主導して Regulatory Sandbox Framework を整備し、様々な分野で実証実験が行われた。2023 年からは、DLT をベースとした初のトークン化国債発行に向けた動きがみられるほか、2024 年には、フィリピン初のペソ連動型ステーブルコイン「PHPC」が発行された。

BSP は Digital Payments Transformation Roadmap（DPTR）2020-2023 を通じ、決済のデジタル化と金融包摂を相互補完的に進める方針を示し、目標と実装アプローチを体系化した。全国リテール決済システム（NRPS）の下でユースケースと相互運用インフラを拡充し、デジタル・ガバナンスを強化することで、現金依存を低減しつつ、取引口座を「金融システムへの入口」として普及させることを目的としている。並行して BSP は、デジタル化の進展に伴い重要度が増す「データの帰属と共有」について、顧客同意に基づくデータ可搬性と相互運用を軸とするオープン化の枠組みを制度面から整備している。

加えて、National Strategy for Financial Inclusion（NSFI）2022-2028 により、フィリピン金融包摂指導委員会（FISC）の下で包摂を包括的成長と金融レジリエンスへ接続する国家的ロードマップ

が再定義された。これらの方針に基づき、(i) 国民小口決済システム (NRPS) の自動クリアリングハウス (ACH) であるバッチ処理型の電子送金ネットワーク (PESONet) および即時処理対応の小口資金移動 (InstaPay) という送金経路の整備、(ii) QR コード決済の国家標準 (QR Ph) への移行 (BSP Circular 1055) といった取組が進められており、PESONet と InstaPay は異なるユースケースを担い、デジタル決済の量を押し上げる基盤となっている。

3.5.1 金融当局の主な長期計画・公式文書

(1) BSP Digital Payments Transformation Roadmap (DPTR) 2020–2023⁶³

フィリピンでは、中央銀行にあたる BSP が策定した「BSP デジタル・ペイメント変革ロードマップ (Digital Payments Transformation Roadmap, DPTR) 2020–2023」は、決済のデジタル化と金融包摂は相互に補完し合うとの前提に立ち、2023 年までにリテール決済全体の 50% をデジタル化し、成人の 70% に取引口座を保有させるという目標を掲げたロードマップである。このロードマップでは、目標達成に向けた戦略を三つの柱に整理して提示している。第一には、個人・企業・政府間のあらゆる取引においてデジタル決済の主要ユースケース (例：個人間送金 (P2P) や個人から事業者／商店への支払い (P2M)、各種請求書支払い、政府給付金のデジタル配布 (G2P) など) を創出・拡大すること。第二には、全国的な決済サービスの普及を支える相互運用可能なデジタル金融インフラを整備すること。第三には、消費者データの保護やサイバーセキュリティに十分配慮したデジタル・ガバナンス標準を導入・強化すること、である。

本ロードマップの実施においては、2015 年に BSP が創設した NRPS が基盤として位置付けられている。NRPS のもとで導入された InstaPay および PESONet は、相互運用可能かつリアルタイムな小口資金移動を可能にするデジタル決済基盤として重要な役割を果たしており、この基盤の整備・拡張を前提に DPTR では上述の三本柱に沿った施策を段階的に推進していく方針が示されている。さらに DPTR は、国家 ID 制度である PhilSys (フィリピン国民識別システム) を利活用した顧客確認 (e-KYC) の高度化や、老朽化した RTGS (即時全額グロス決済) を刷新する次世代の決済・清算基盤 (PhilPaSS+) の整備が、金融サービスへのアクセス拡大とリスク管理の強化を両立させる上で不可欠な施策であると強調している。

(2) NSFI 2022–2028 (National Strategy for Financial Inclusion)⁶⁴

フィリピンにおける「国家金融包摂戦略 (NSFI) 2022–2028」は、金融包摂を「包括的な成長」および「金融レジリエンス」という国家ビジョンに結び付ける、6 年間の青写真である。この戦略は、単に金融サービスへのアクセスを拡大するだけでなく、それを通じて家計や企業の金融的健康性を高め、ひいては国全体の包摂的な経済成長と金融上のレジリエンス向上を目指すものである。NSFI は政府横断の取組として位置付けられている。また、フィリピン金融包摂指導委員会 (FISC) が、その実施を統括・監督する枠組みが明示されている。FISC は BSP が議長を務める 21 の官庁・機関から成るハイレベル委員会であり、国家戦略としての NSFI のもとで各種政策・規制・監督やプログラムを整合させ、全政府的 (whole-of-nation) な協調の下で、戦略の実行を推進する役割を担っている。

NSFI 2022–2028 の特徴は、金融包摂の成果を、単なる口座保有者数などの量的指標ではなく、質的な「有意義な利用 (meaningful usage)」として捉えている点にある。すなわち、全国民が適切で質の高い金融サービスに効果的にアクセス・活用し、その結果として、家計の「金融的健康 (financial health)」が実質的に向上することに重きを置いている。このため、NSFI では金融サービスの普及そのものを最終目的とせず、金融包摂を通じた生活向上やレジリエンス強化という上位目標の達

⁶³ BSP, BSP Digital Payments Transformation Roadmap Report

⁶⁴ ADB, [National Strategy for Financial Inclusion 2022-2028 \(Philippines\)](#)

成に資することが強調されている。また、本戦略は、金融包摂を促進するには規制当局の取組だけでなく、デジタル・インフラ整備や金融リテラシー向上など多面的な環境整備が不可欠であるとの認識に基づいている。具体的な施策面では、デジタル技術の活用と官民連携により支払いや送金など各種決済のデジタル化を進め、国民統一 ID 制度（PhilSys）の金融分野への導入促進といったデジタル包摂の促進策が優先イニシアチブとして掲げられている。実際、NSFI は BSP の「デジタル・ペイメント変革ロードマップ（DPTR）2020-2023」をはじめとする関連国家計画との補完・整合を図る方針であり、政府給付金の電子化や請求書決済の相互接続といった小口デジタル決済ユースケースの拡大、ならびに統一デジタル ID の活用などを通じて、金融包摂の深化と社会経済的成果との連動を目指している。さらに、本戦略には主要成果指標（KPI）や数値ターゲットが明示され、進捗を定量的に評価するモニタリング・評価（M&E）枠組みが組み込まれている点も注目される。FISC 配下には複数のワーキンググループが設置され、各優先施策の具体的な実行計画と年度目標を策定するとともに、毎年の進捗報告書作成や必要に応じた戦略見直しが行われる仕組みとなっている。

3.5.2 金融のデジタル化に係る主な取組

(1) NRPS の実装（ACH：PESONet／InstaPay）⁶⁵

フィリピンにおける小口決済システムの近代化は、全国小口決済システム（NRPS：National Retail Payment System）という枠組みに基づいて推進されている。NRPS は、2015 年に BSP 理事会で承認され、2017 年 11 月に通達第 980 号によって正式に採用された制度・規制上のフレームワークである。安全で効率的かつ包摂的な決済サービスの実現を目指して策定された。この NRPS は、小口電子決済の普及によって消費者・産業界・経済全体に利益をもたらすことを目的とし、その基本原則として「相互運用性」（単一の銀行口座や電子マネー口座から、参加するいずれの金融機関の口座にも資金移動が可能な状態の実現）、「包括性」（規模・業態を問わず資格のある全ての決済サービス提供者が参加可能な開かれた仕組み）および「協調的競争（Coopetition）」（決済インフラの標準化やガバナンス分野では業界横断で協調しつつ、料金設定や商品設計などは各社の競争領域とする考え方）という三原則を掲げている。このフレームワークの下、BSP は民間主導の組織であるフィリピン決済管理協会（PPMI）を小口決済システムの支援機関（PSMB）として 2018 年 1 月に公式に認定し、業界全体でルール策定・リスク管理等を行いつつ、BSP がその監督権限を保持する官民協働のガバナンス体制が整備された。

NRPS の中核的な決済インフラとして位置付けられるのが ACH（自動クリアリングハウス）であり、NRPS のもとで導入された複数の ACH が各種小口電子送金スキームを担っている。中でも主要なものが PESONet と InstaPay である。PESONet は NRPS の下で最初に創設された ACH で、2017 年 11 月 8 日に稼働を開始したバッチ型電子資金移動スキームである。紙の小切手に代わる電子的な振込手段として設計されており、送金指図は一括処理され、所定の営業時間内に行われた場合には、当営業日中に受取人の口座へ入金される。PESONet は 1 回あたりの送金金額に上限がなく大口資金移動にも対応可能なため、企業間送金（B2B）や個人から企業への支払い（P2B）等の商取引、企業から従業員への給与振込（B2P）、さらには政府間送金（G2G）や個人から政府への各種支払い（P2G）の電子化を促進する仕組みとして位置づけられている。このように高額かつ急を要しない支払いに適した PESONet は、従来現金や小切手で行われていた取引を電子決済に移行させ、特に企業や政府の多額の支払いの効率化に資することが企図されている。また、都市銀行だけでなく地方の中小金融機関まで含めた幅広い金融業態が参加するオープンなネットワークであるため、全国的な金融サービス普及（金融包摂）の観点からも重要な基盤となっている。

一方、InstaPay は 2018 年 4 月 23 日に稼働を開始したリアルタイム型の小口電子送金スキームであり、1 回あたり最大 5 万ペソまでの資金移動に対応する、即時決済ネットワークである。銀行預金口座や電子マネー口座間で 24 時間 365 日いつでも即時に送金が完了する点が大きな特徴で、個人間

⁶⁵ BSP, [Payments and Settlements](#) / BSP, [INSTAPAY FAQ \(032021\)editable2.pdf](#)

の少額送金や日常の買い物代金の決済、オンラインでのチケット・交通料金の支払い、さらには E コマース取引に至るまで、幅広い少額決済ニーズに対応するよう設計されている。InstaPay では送金額が即座に相手先に反映され、サービス稼働時間は年中無休（週末・祝日を含む常時利用可能）であることから、現金や硬貨に代わる安全で迅速な決済手段として利用者の利便性向上に寄与している。これに対し PESONet では、送金指図自体はオンライン上で 24 時間可能であるものの、入金処理は銀行営業日に限定され、即時性よりも一度に多額または多数件の送金を効率良く処理することに重点が置かれている（送金手続が営業時間外の場合、受取側への資金反映は翌営業日となる）。このように InstaPay と PESONet は、それぞれ送金速度や利用上限額・対象とする利用者セグメントが異なる補完的なスキームとして位置付けられており、NRPS のもとで「即時性」と「大量処理効率」の両面から小口決済のデジタル化を推進する双壁となっている。実際、BSP のフレームワーク実施により利用者（個人・企業・政府）にはニーズに応じた複数の電子決済手段が提供されるようになり、現金中心だった取引の電子化が一層進展している。NRPS を通じて様々なプレーヤーが協調と競争のバランスを取りながら電子決済ネットワークの拡充に取り組んだ結果、エンドユーザーにとっても異なる金融機関間でシームレスに資金をやり取りできる環境が整備されつつあり、これが電子決済の持続的な普及（「キャッシュライト」経済への移行）の原動力となっている。

(2) CBDC に関する主な取組 ⁶⁶

BSP は 2020 年前後より、CBDC の導入可能性に関する調査研究を開始している。その中で、小口決済向け（リテール型）CBDC については、現行のデジタル決済や金融包摂の進展を踏まえると、現時点では導入による付加価値が限定的であるとの認識を示した。実際、2020 年末時点では、国内小口決済取引件数の約 20% が電子的手段に移行しており（2018 年の 10%、2013 年の 1% から大幅増）、また政府給与の全額がすでにデジタル送金で支払われている状況にある。こうした背景から BSP は、リテール CBDC ではなくホールセール CBDC に注力することを決定した。ホールセール CBDC は商業銀行間の決済に利用される中央銀行デジタル通貨であり、BSP はこれを用いることで大口資金移動や証券決済、クロスボーダー送金の効率化や安全性向上、金融システムのレジリエンス強化に寄与し得ると判断した。特に、世界有数の送金受取国であるフィリピンにおいては、CBDC の導入によって高コストで時間のかかる従来型の国際送金ネットワークの課題（多重の仲介銀行を介する送金によるコスト増・時間遅延など）の軽減が期待されている。

こうした方針の下、BSP の総裁は 2022 年 4 月、IMF・世界銀行春季総会に合わせた国際会議において、ホールセール CBDC のパイロット計画「プロジェクト CBDC Ph」（後に「Project Agila」と命名）を発表した。このプロジェクトは BSP 内の分野横断チームが主導し、国際標準設定機関や IMF 等の国際機関の助言を受けつつ進められる官民協働の実証実験である。プロジェクトでは、24 時間年中無休のホールセール資金移動を対象ユースケースとし、限定された数行間での資金移転に関する概念実証が行われた。2022 年 12 月に開始されたパイロットは二段階に分けて実施され、2023 年 7 月までに技術パートナーの選定および DLT（分散型台帳技術）基盤の構築を完了した。その後、本格的な概念実証テストが実施された。実証には BDO やランドバンク等の主要 6 金融機関が参加し、オブザーバーとして国内外の追加 4 機関が参画した。概念実証検証では、銀行営業終了後や週末・祝日を含むオフ時間帯における銀行間資金移動が、オープンソースの DLT プラットフォーム（ハイパーレジャー・ファブリック）を活用したシステム上で安全かつ確実に実行できることを確認するため、機能要件・処理性能・セキュリティ・エンドツーエンド取引・プログラマビリティ等の各種テストを実施した。2024 年 12 月に BSP は、「プロジェクト・アギラ」の概念実証試験の完了を発表し、オフ時間帯を含む銀行間即時決済が安定的に実現可能であることを実証できたと報告している。

⁶⁶ BSP, [EFLP2024_1_2c.pdf](#) / IMF, [Philippines: 2022 Article IV Consultation-Press Release; and Staff Report; IMF Country Report No. 22/369; November 4, 2022](#) / COINTELEGRAPH, [The Philippines will launch pilot wholesale central bank digital currency project](#)

(3) ステーブルコインに関する主な取組⁶⁷

フィリピンでは、公的部門の CBDC 検討と並行して、ペソと価値を連動させたステーブルコインの実証・導入が進められている。初期の事例としては、フィリピンの大手民間銀行であるユニオンバンクが、2019 年に自主開発したステーブルコイン「PHX」が挙げられる。PHX はフィリピン・ペソと 1 対 1 で価値が連動するトークンで、ユニオンバンク傘下のブロックチェーン基盤「i2i」ネットワーク上で農村部の協同組織金融機関（地方銀行）との間の送金テストに活用された。実際に、数行の地方銀行が PHX を用いた相互送金（購入・送付・償還取引）の実証に成功した。これにより、銀行間送金のコスト削減や決済の即時化、地方金融機関の金融ネットワーク参加促進に向けたブロックチェーン利用の可能性が示された。これは規制当局のイノベーション促進姿勢の下で行われたパイロットであり、ユニオンバンクは自社フィンテック部門を通じてブロックチェーンを活用した農村銀行ネットワーク接続（i2i プラットフォーム）を先導した。

近年では、BSP の明確な監督下で進められたフィリピン初の規制下ステーブルコインとして、暗号資産取引所コインズ社（Coins.ph）の発行するペソ連動型ステーブルコイン「PHPC」が注目される。コインズ社は 2024 年 4 月、BSP の規制サンドボックス枠組みの下で PHPC のパイロット実施許可を取得し、実証実験を開始した。PHPC はフィリピン・ペソに 1 対 1 でペッグ（価値連動）されたステーブルコインであり、その価値の裏付けとして発行者であるコインズ社の保有する現金および現金同等物が国内銀行口座にて保全されている。2024 年 6 月までに一部ユーザー向け試験提供が行われた後、パイロット運用のパフォーマンス指標が BSP の定める基準を満たしたため、PHPC は 2025 年 6 月に規制サンドボックスの利用を終え、本格商用展開の承認を得た。これにより発行上限（流通量）の拡大が認められ、PHPC は完全償還（発行体であるコインズ社で 1 PHPC = 1 ペソとして換金可能）の態勢に移行している。PHPC は、将来的にフィリピン国内外における多様な支払ニーズに対応することが期待されており、特に数兆円規模にのぼるフィリピンの国際送金市場において、低コスト・即時決済手段としてオフショア送金の効率化に寄与する可能性が指摘されている。実際、BSP のサンドボックス検証でも、PHPC は既存の金融エコシステムに安全に統合でき、安定性・有用性を備えていることが確認された。コインズ社 CEO のウェイ・ジョウ氏は、BSP のサンドボックスを経た商用展開について、「フィリピンにおけるデジタル通貨普及に向けた画期的な出来事であり、送金・クロスボーダー取引などフィリピン国民が必要とする分野で PHPC の可能性を発揮できる」と述べている。BSP はこの取組を通じて得られた知見を踏まえ、今後のステーブルコイン規制や決済インフラ政策にも反映させていく方針である。

さらに、フィリピンの複数の商業銀行とフィンテック企業が提携し、2024 年 11 月に新たなペソ連動型デジタル通貨「PHPX」を発表した。PHPX は、複数の銀行が保有する準備預金を裏付け資産として発行される銀行連合型のステーブルコインであり、ライセンスを受けた参加銀行を通じてのみ流通する仕組みとなっている。このプロジェクトはデジタル資産アライアンスと称する銀行・資産運用会社・フィンテック企業の共同イニシアチブで、国内外送金や為替取引のコスト削減・時間短縮を主な目的とする。さらに PHPX は、国内外の安定通貨（USDC や EURC 等）との即時交換を可能とするマルチカレンシー取引プラットフォームを備え、フィリピン国内の投資家がペソ建てでトークン化された国債・ETF 等の資産にアクセスする手段も提供することが特徴である。このように PHPX は民間主導ながら厳格な規制準拠の枠組みで開発・提供されており、BSP による電子マネー・デジタル資産規制（例：EMI 免許制やサンドボックス制度）の下で、官民が協調して革新的な金融サービスを創出する好例となっている。

⁶⁷ BusinessWorld, [UnionBank launches stablecoin PHX for use on its blockchain platform - BusinessWorld Online](#) / CoinMarketCap, [Philippine Peso-Backed Stablecoin, PHPC, Granted Approval for Pilot by Central Bankp / ABS-CBN, BSP sandbox phase ends for peso-linked token](#)

3.5.3 アンケート結果

関係機関にアンケートを実施した結果、得られた回答の一部を掲載⁶⁸

<p>現行の取組 Q1-1. 貴管轄で現在進行中の主要なクロスボーダー決済の取組を記述してください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (1) 多国間の取組と(2)特定の二国間接続の二本立てでクロスボーダー決済の接続性を推進しています。多国間の取組では、Nexus を通じてフィリピンの国内即時決済システムを参加国のシステムと相互接続することに強い関心を有しています。また、貿易・観光・送金（仕送り含む）など戦略的に重要なルートに合わせた二国間の枠組みも追求している。 ● Nexus : Nexus は、参加者の国内即時決済システム（IPS）を世界的に接続することで、安全で効率的（高速・低コスト）かつ透明でアクセスしやすいクロスボーダー決済を実現する多国間スキームです。2025年3月、Nexus Global Payments Ltd.（NGP）がシンガポールで保証有限会社として設立され、Nexus スキームの運営・管理を担うこととなりました。NGP の設立は、five first mover central banks（FM5：シンガポール金融管理局、マレーシア中央銀行、タイ中央銀行、フィリピン中央銀行、インド準備銀行）により行われ、Nexus が BIS イノベーションハブ Project から実運用段階へ移行したことを示す。 ● Philippines-Malaysia 接続 本取組の目的は、フィリピンとマレーシア間のクロスボーダーQRコード決済接続（DuitNow-InstaPay）を構築し、相互運用可能なQRコード決済を通じて両国の利用者と加盟店が相互に取引できるようにすること。初期スコープは（個人から加盟店）QRコード取引（マレーシアからの送金／フィリピンでの受領）で、逆方向はリソース状況に応じて将来拡大します。ソフトローンチの目標は2026年6月30日です。BSP は監督・政策面のガイダンス、調整・モニタリング、ステークホルダーとの関与・コミュニケーションを通じて本取組を支援する。Bank Negara Malaysia、PayNet、Philippine Payments Management, Inc.、BancNet の代表者と定期的に会合を実施している。
<p>政策目的 Q1-2. これらの取組の主な政策目的は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● BSP のクロスボーダー決済の取組は、特に個人間（P2P）および個人－加盟店間（P2M）取引における効率性・アクセス性・相互運用性の向上を主眼としています。二国間・多国間の双方を通じて、処理時間とコストの削減、旅行者・観光客のシームレスな支払いの実現、地域金融統合の支援を目指す。
<p>成果 Q1-3. これらの取組は測定可能な成果を生み出しましたか？</p>	<p>（有効回答なし）</p>
<p>課題 Q1-4. クロスボーダー決済の接続性を実装／運用する上で直面した主な課題は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 接続構築は、自動決済機関の本人確認プロセスの違いなど運用上の摩擦により遅延する可能性があります。その他の課題として、データ・プライバシー、KYC/AML 基準、外国為替規制などに関する法規制枠組みを相手国と調和させる必要があります。
<p>現状 Q2-1. 貴管轄におけるCBDC開発の現状は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025年にフィリピン中央銀行は、CBDCの概念実証であるProject Agilaを完了した。本概念実証は、トークン化、およびプログラマブル・レジャーを活用し、ホールセールCBDCによって営業時間外の金融機関間送金を可能にする際の機会・リスク・課題を整理することを目的でした。得られた学びはBSPのCBDCロードマップ策定に反映され、資本市場発展や大口クロスボーダー決済への活用を検討する上での入力となる。業界と協力し、フィリピンでのホールセールCBDCの実運用の範囲と時期を判断する。
<p>戦略的目的 Q2-2. CBDC 関連の取組を推進する政策目的は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● BSP の CBDC ワークストリームの政策目的：証券決済における決済効率の強化/大口クロスボーダー決済の摩擦軽減。

⁶⁸ 2026年3月にASEAN主要国の当局・業界団体事務局にアンケートへの回答を依頼し、得られた回答の要旨を国別に掲載

ASEAN 主要国における金融テクノロジー活用の取組に関する委託調査報告書

<p>実務的成果 Q2-3. パイロット／実験を実施した場合、どのような主要な知見・成果が得られましたか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● Project Agila のテストにより、DLT とトークン化を用いた中央銀行マネーの発行、およびプログラマブル・ペイメントによる営業時間外の金融機関間送金の技術的実現性を確認しました。金融機関はリアルタイム決済、自動化、プログラマビリティ、による流動性管理上の利点を認識。BSP はホールセール CBDC が PhilPaSS Plus のビジネスの継続性的手段となり、RTGS のレジリエンス強化に資する可能性も認識しています。これらは既存インフラを強化するとともに、証券決済やクロスボーダー取引で新たな金融サービス機会を創出。
<p>課題 Q2-4. CBDC 開発に関して、残る障害や未解決の論点は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ホールセール CBDC による効率化と経済効果を実現するため、設計・実装ではセキュリティ/スケーラビリティ/相互運用性を最優先する必要があります。既存決済システムとのシームレスな統合は、分断回避・スケール確保・革新的サービス開発に不可欠です。また、ホールセール CBDC 技術やプログラマブル・ペイメントに伴う新たな脆弱性に対応するため、リスク管理基準の高度化と、監督アプローチ／規制枠組みの更新が求められます。
<p>規制・監督の現状 Q3-1. 貴管轄におけるステーブルコインの規制・監督枠組みの現状を記述してください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● BSP は ステーブルコイン 向けの専用規則は未整備です。暫定的に電子マネー、消費者保護、AML/CFT 等の既存ルールでステーブルコイン関連活動を監督しています。ステーブルコイン発行の単独ライセンスはなく、交換業者、カストディ、法廷通貨・暗号資産の出入口を担う許可済みの仮想資産サービス提供者を通じて枠内に取り込んでいます。ステーブルコイン は 法定通貨ではなく、監督下チャネルでのみ交換可能です。規制サンドボックスでは 2024-2025 に PHP 建てステーブルコイン（BSP 認可 VASP が発行）をパイロットし、発行・償却や償還、準備資産、情報開示等を検証した。これらの知見は、今後の健全性・業務運営上の基準に反映される予定である。あわせて、SEC との間で、暗号資産／トークン化資産（SEC の CASP Rules を含む）に関する制度整合について協議している。
<p>政策目的 Q3-2. ステーブルコイン規制・監督に関するアプローチを導く政策目的は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● BSP は金融安定と通貨主権を守りつつ、監督下でのイノベーションを促進する方針です。法定通貨担保ステーブルコイン の普及は暗号資産化等を通じて、預金による資金調達、市場流動性、通貨の一体性に影響し得ます。これを踏まえ、今後のルールでは（額面どおり・遅滞ない）償還、完全一致する高品質流動資産による準備、独立した第三者によるアテステーション、透明な情報開示を重視する（研究、VASP 監督、規制サンドボックスの知見に基づく）。さらに、クロスボーダー発行に伴う規制裁定を回避する観点から、国際的に認知された原則・基準との整合も図る。
<p>成果 Q3-3. 貴管轄でステーブルコインに関連する活動やユースケースは生じていますか？可能であれば、相手方と交渉テーマ（匿名／概要）も記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● フィリピンでは、初期パイロットや規制サンドボックスへの参加、市場整備を通じてステーブルコイン の利用が進みつつあり、インフラ面と需要面の双方が確認されています。監視で確認された主なユースケースは以下の通りです。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 他の仮想資産購入：暗号資産等を購入する際の入口として利用 2) 決済：加盟店が受け入れる場合に法定通貨担保ステーブルコインを支払手段として利用（国内ではまだ初期段階）。UAE、スイス、シンガポール、US、UK 等の先行市場でより顕著） 3) Off-ramp：価格変動益を保全／確定するために ステーブルコインへ保有・転換 4) 送金：より安価・迅速な送金手段として利用 BSP は local VASPs やサンドボックス参加者とも対話し、運用モデル、準備資産管理、クロスボーダー決済機能を評価し、監督上の期待値づくりに活用している。

ASEAN 主要国における金融テクノロジー活用の取組に関する委託調査報告書

<p>課題 Q3-4. ステーブルコインが貴管轄にもたらすリスクや課題は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 【金融安定】法定通貨担保ステーブルコインは準備資産の規模や流動性に起因する脆弱性を持つ。準備資産が迅速に換金できない、または流通トークン価値を下回ると、信認低下を契機に取り付けや無秩序な償還が起こり得て、流動性や資金調達市場に波及します。普及が進むと銀行から流動性が流出し 預金による資金調達が弱まる可能性がある。米ドルベッグのステーブルコインの拡大はドル化圧力となり、通貨主権や政策波及を損ね得る。 ● 【金融システムの健全性】擬似匿名性と越境移転の容易さから、マネー・ローンダリングやテロ資金供与／拡散金融に悪用されるリスクがあります。取引は BSP の規制範囲内である VASPs を通じて行われるものの、ミキサー／タンブラー等により資金の出所・行先が秘匿され得る。 ● 【監督／カウンターパーティ／貨幣の単一性】オフショアや分散型の発行体は規制裁定や監督の死角を生み得ます。支払に用いる場合、受取側は発行体へのクレジットリスクを負います。また par からの乖離は貨幣の単一性を損なう可能性がある。
<p>相互運用性 Q4-1. 技術・法務・ガバナンスの観点で、相互運用性に関して最も重要と考える主要課題を記述してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各国が独自の技術標準、メッセージフォーマット、決済メカニズムを採用しており、国境を跨ぐ処理にばらつきが生じます。決済では ISO 20022 を義務化する当局もあれば、カード取引で別標準を継続する例もある。これにより相互運用性、データ整合性、クロスボーダー決済での構造化情報の搭載能力に影響します。サイバー面でも、ベースライン、データ形式、規制対象活動の定義、データローカライゼーション、消費者保護、当局の権限・執行力に差がある。
<p>クロスボーダー情報共有 Q4-2. どの種類のクロスボーダー情報共有が特に難しく、その理由は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● クロスボーダー情報共有は、ステーブルコインの発行・利用に関する各国法制、消費者保護の基準、データ・プライバシーの枠組みの違いによって阻害される。MoU（覚書）等の協力枠組みは主としてライセンスや法執行を目的としているが、①規制対象外の仲介者を介さない越境／P2P 送金、②監督・執行を困難にする取引、③管轄間の規制の断片化によって生じる AML/CFT 実装上のギャップが、これらの課題を一段と深刻化させる。
<p>多国間接続のオンボーディング基準 Q4-3. もし貴国が多国間接続を主導（または共同主導）する場合、参加国・参加者にどのようなオンボーディング基準を適用しますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● フィリピンが主導／共同主導する場合、CPMI「Harmonized Data Requirements」に整合する形で ISO 20022 を採用し、構造化データの活用により透明性を高め、AML/CFT および制裁スクリーニングを強化する。ステーブルコインについては、FATF 勧告 10 に沿った段階的な顧客受入と本人確認を求め、さらに FATF トラベル・ルールの遵守（送金人／受取人情報〔originator/beneficiary〕の送信）を要求する。加えて、PFMI、バーゼル III、IOSCO 等の国際基準および各国法令に整合させ、アレンジメントの安全性（価値保存手段としての安全性）を確保することが求められる。
<p>基準未達メンバーの条件付き参加 Q4-4. ベースライン基準を満たさない国・参加者を含める必要がある場合、どのような「条件付き参加」を検討しますか？</p>	<p>(有効回答なし)</p>
<p>詐欺・不正対策 Q4-5. scam / fraud 防止のため、クロスボーダーネットワークレベルで比較の実装しやすい「共通措置」は何ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 実装しやすい共通措置としては、ナレッジ交換と情報共有の枠組みが挙げられる（typologies, red flags, attack vectors, emerging patterns を共有することで、早期検知と連携対応を強化できる）。加えて、法域横断のギャップ評価／ベンチマーキングも有効である。 ● 具体例：取引通知：BIS/CPMI は、最低限のセキュリティ統制と不正対策（スクリーニング、アラート）に関する合意が有効であると指摘している。BSP Circular 1213 では、金融機関に対して記述的な通知、およびリアルタイム・アラート（アプリ／Eメール／SMS 等）の提供を求めている。受取人確認：送金先名を確認することで、誤送金や詐欺を抑止する。BSP Circular 1213 の下で採用が可能である。

<p>ASEAN 域内協力 Q4-6. 上記の分野を前進させる上で、他のASEAN 管轄とのどのような協力が最も効果的ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ASEAN Cybersecurity Resilience and Information Sharing Platform (CRISP) の下にある Digital Technology Network (DTN) のような枠組み (BSP も参加) を通じ、cybersecurity の実務・政策提言・対策を共有することが有効です。加えて、(i) デジタル決済/VASP に関する監督カレッジ/テーマ別ワーキンググループ、(ii) ベースライン基準の調和・相互承認 (サイバーセキュリティ、顧客資金の保全)、(iii) クロスボーダーのパイロット/サンドボックス、(iv) インシデント・新たなリスク・執行措置に関する情報共有、(v) 能力構築/相互学習が重要である。日本との協力としては、クロスボーダー決済、IPS、サイバーセキュリティ、詐欺/スキーム、詐欺/不正、規制・政策の知見共有や標準の調和 (ISO 20022 等)、凍結・追跡手続きの迅速化などが有効である。
<p>日本への要望 Q4-7. 有益だと考える日本からの協力があれば記述してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本の成熟した規制・監督経験は、地域協力の強化に有益である。フィリピン中央銀行 (BSP) としては、(サイバーセキュリティ/AML の観点から) 電子マネー、クロスボーダー決済、暗号資産交換サービス提供者に関する監督経験 (システミック・インポータンスの評価等) を共有すること、VASP に対する AML/CFT 監督 (トラベルルールの実装・執行上の課題) を共有すること、ステーブルコイン等の新たなリスクについて共同で議論すること、スタディ・ビジット/ワークショップ/共同研修を実施すること、ならびに EMI/VASP に影響し得るクロスボーダーのインシデントに関する情報共有を行うことを期待している。 ● (クロスボーダー決済の観点からは) クロスボーダー相互運用性に関する政策対話 (ガバナンスモデル、リスク管理、多国間接続) に加え、詐欺/サイバーリスクに関する情報共有 (類型、モニタリング、協調的対応)、および技術支援/能力構築を歓迎する。

3.6 ベトナム

ベトナム国内における金融のデジタル化は、金融包摂を国家戦略として明示するとともに (149/QĐ-TTg, 2020)、数値目標を含むキャッシュレス決済の普及を政策として設計し (1813/QĐ-TTg, 2021)、その業界実装を SBV (ベトナム国家銀行) が計画的に進めている。これらの動きは①制度設計・キャッシュレス推進、②国家戦略の見直し・金融システムの高度化、の 2 段階で整理できる。

① 制度設計・キャッシュレス推進

2012 年に制定された Decree No.101/2012/ND-CP (非現金決済に関する基本政令) では、キャッシュレス決済の基本的な枠組みが政令により整備された。これにより、e ウォレット等の決済仲介サービスが段階的に普及した。

② 国家戦略の見直し・金融システムの高度化

149/QĐ-TTg (2020) では、金融包摂を、市場原理を損なうことなく環境整備を担うアプローチとして位置づけ、消費者保護・安全性・持続可能性を前提に、技術やイノベーションの活用を推進要素とする考え方 (Viewpoints) を示した。これは、単なる口座数の拡大にとどまらず、デジタル金融を含む新たな金融サービスのリスク管理を、包摂の前提条件として組み込む枠組みである。この考え方は、その後の決済政策や監督設計の基調となった。

次に、1813/QĐ-TTg (2021) では、2021-2025 年のキャッシュレス決済発展計画として、法制度の整備、決済インフラの高度化、公共分野における電子決済の展開を柱に据え、顧客中心・安全安心・データ連携による決済エコシステムの構築が掲げられた。さらに SBV は、2006/QĐ-NHNN (2021/12/17) で実施計画 (タスク・所管・タイムライン) を公表し、実施可能な計画へ落とし込んでいる。こうした政府方針を銀行業界の実行計画へ具体化したのが、SBV 決定 810/QĐ-NHNN (2021) の「銀行セクター・デジタル変革計画」である。同計画は国家デジタル変革計画 (749/QĐ-TTg, 2020) とも整合し、銀行・決済事業者・中間決済事業者に対して、業務・チャネル・データ・標準の段階的デジタル化を促す枠組みを示す。

この「政策の骨格」が、現場実装として見える代表例が、(A) Mobile Money パイロット

(316/QĐ-TTg)⁶⁹、(B) NAPAS FastFund 247 (即時送金)、(C) VietQR (共通 QR コード) である。Mobile Money (316/QĐ-TTg, 2021) は、通信インフラ・データ・代理店網を活用し、銀行口座を前提としない少額決済の試行を通じて、農村・山間・離島等でのアクセス拡張を狙う。NAPAS FastFund 247 は、銀行・非銀行 (テレコ企業を含む) を接続し、カード、銀行口座、VietQR、電話番号、e ウォレット、Mobile Money 口座などをアクセス手段として、24/7 のリアルタイム送金を提供する“インフラ”である。VietQR は、EMVCo 準拠の共通 QR コードブランドとして普及が拡大しており、FastFund 247 with VietQR により、QR コードでの即時送金・受入をシームレスに支える要素となっている。

2025 年には、ベトナム政府がトークン化資産市場のパイロット導入に関する決議 (05/2025/NQ-CP) を採択し、同国として初めて、資産のトークン化に向けた法的枠組みの整備に着手した。なお、同国では CBDC の発行に向けた環境整備も行っている。

3.6.1 金融当局の主な長期計画・公式文書

(1) Decision 149/QĐ-TTg (2020) 国家金融包摂戦略 (2025/2030)⁷⁰

ベトナム政府は、2020 年 1 月 22 日付の首相決定第 149 号により、「国家金融包摂戦略」(2025 年まで、2030 年までの指針を含む) を公式に承認した。この戦略は、全国民および企業が、決済・送金、貯蓄、融資、保険といった基本的な金融サービスを、必要に応じて、便利かつ適切な費用で、安全かつ持続可能に利用できる状態の実現を目指す国家戦略である。特に農村部や遠隔地の住民、貧困層・低所得者層、女性など従来十分な金融サービスへのアクセスが難しかった人々や、中小・零細企業など、金融サービスへのアクセスに課題を抱える層の金融包摂に重点が置かれている。本戦略は、2025 年末までに成人の少なくとも 80% が銀行その他の許可金融機関で取引口座を保有すること、全自治体の 50% 以上に金融サービス拠点を設置することなど複数の数値目標を掲げている。また、成人の 25~30% が金融機関で貯蓄を行うこと、農業・農村向け融資残高が全貸出残高の 25% を占めること、生命保険料収入が GDP 比 3.5% に達することなど、金融包摂の進展度合いを測る具体的な指標も定められた。これらの目標の実現に向けて、同戦略では金融関連法制度の整備、多様な金融サービス提供主体および流通チャネルの育成、対象層のニーズに応じた金融商品の開発、金融インフラの強化と取引コスト低減等を含む幅広い施策を推進する方針が示されている。金融包摂の促進は、貧困削減や包摂的な経済成長を下支える国家目標と位置付けられている。この戦略の下、中央銀行であるベトナム国家銀行 (NHNN) や関係省庁が協働し、制度整備や監督、金融教育に至るまで包括的な取組を進めている。^{71 72}

⁶⁹ ベトナム国内での商品やサービスの支払いに通信口座を使用する取引 (出所: [DEPARTMENT OF GRASSROOT INFORMATION AND FOREIGN INFORMATION](#))

⁷⁰ Quyết định số 149/QĐ-TTg của Thủ tướng Chính phủ: Về việc phê duyệt Chiến lược tài chính toàn diện quốc gia đến năm 2025, định hướng đến năm 2030

⁷¹ VIETNAM GOVERNMENT PORTAL, [Quyết định số 1813/QĐ-TTg của Thủ tướng Chính phủ: Về việc phê duyệt Đề án phát triển thanh toán không dùng tiền mặt tại Việt Nam giai đoạn 2021 - 2025](#)

⁷² VIETNAM GOVERNMENT PORTAL, [Quyết định số 316/QĐ-TTg của Thủ tướng Chính phủ: Về việc phê duyệt triển khai thí điểm dùng tài khoản viễn thông thanh toán cho các hàng hóa, dịch vụ có giá trị nhỏ](#)

(2) Decision 1813/QĐ-TTg (2021) キャッシュレス決済発展計画 (2021-2025 年)

73

ベトナム政府は 2021 年 10 月 28 日付の首相決定第 1813 号により、「2021～2025 年ベトナム非現金決済発展策」(Đề án phát triển thanh toán không dùng tiền mặt) を承認した。本計画は、第 4 次産業革命とデジタル経済の潮流を踏まえつつ、現金に依存しない決済の普及と金融サービスへのアクセス拡大を図る国家プロジェクトである。本計画の狙いは、都市部において電子的な支払い手段を国民の日常的な「習慣」とする水準まで浸透させ、農村部や遠隔地にもその普及を着実に広げることで、現金流通に伴う社会的コストを削減する点にある。また、デジタル技術の積極活用によって決済インフラやサービスを高度化し、国民や企業が安全かつ効率的に決済できる環境を整備すること、さらに非現金決済の拡大によって取引の透明性を高め、腐敗や金融犯罪の防止にも資することが重要な柱と位置付けられている。計画では 2025 年末までの具体目標として、非現金決済による支払総額を国内総生産 (GDP) の約 25 倍規模に引き上げることや、電子商取引における決済の 50%以上を非現金化することを掲げている。さらに、15 歳以上の国民の少なくとも 80%が銀行等で決済口座を保有すること、全国で 45 万か所以上に非現金決済対応の支払受付拠点を整備することも目標に含まれている。非現金決済利用の拡大に向けた KPI としては、キャッシュレス決済全体の取引件数および取引金額を、毎年 20～25%増加させることや、モバイル経由の決済取引件数を年平均 50～80%増 (金額ベースで 80～100%増) させること等の高い成長目標が設定された。公共部門においても、都市部の学校の 90～100%が学費をキャッシュレスで徴収できる環境の整備や、都市部の病院の 60%が医療サービス代金の非現金払に対応、年金・社会給付の 60%を銀行振込で実施することなど、行政サービス分野の電子決済化推進目標が定められている。本計画の主幹実施機関には中央銀行であるベトナム国家銀行 (NHNN) が指名されており、関係各省庁・民間団体と協力して実施細則の策定や制度整備、広報啓発などを進めている。計画の重点施策としては、決済関連法制度の整備とフィンテック実証 (規制サンドボックス) 導入等による法的環境の強化、省庁横断での決済インフラの相互接続・データ連携のためのデジタル基盤整備、そして革新的で安全なデジタル決済サービスの普及促進と利用者保護の強化などが挙げられる。なお、本計画には、「国家的デジタル通貨」に関する制度検討を進める方針も盛り込まれており、CBDC を含む最先端の決済技術について調査研究を行うことが明記されている。

(3) SBV Decision 810/QĐ-NHNN (2021) 銀行セクターのデジタル変革計画 (2025-2030 年)⁷⁴

金融当局である国家銀行自身によるデジタル化戦略も、策定・推進されている。国家銀行は、2021 年 5 月 11 日付で総裁決定第 810 号「銀行業デジタル転換計画 (2025 年まで、2030 年までのビジョン)」を発出した。同計画の下、金融当局および銀行セクター全体でデジタル・トランスフォーメーション (DX) が推進されている。この計画は、中央銀行による内部業務の近代化・高度化にとどまらず、民間銀行によるデジタル金融サービスの展開 (デジタルバンクモデルの発展)、顧客利便性の向上、金融包摂の推進、さらには金融システム全体の持続的発展を包括的な目的として掲げている。その実現に向け、金融当局は第 4 次産業革命 (Industry 4.0) の先端技術を積極的に取り入れ、業務のデジタル化とプロセスの自動化を推進することで監督管理の高度化とサービス提供の効率化を目指している。具体的な取組として、金融関連法規制の見直しや整備 (例: 電子的手段による顧客識別の法的枠組み整備、フィンテック向け規制サンドボックス制度の構築) が挙げられる。また、決済分野を中心とするデジタル・インフラの拡充 (例: 全国民 ID データベースや企業登録データベースとの連携によるオンライン KYC の推進、オー

⁷³ VIETNAM GOVERNMENT PORTAL, [Quyết định số 1813/QĐ-TTg của Thủ tướng Chính phủ: Về việc phê duyệt Đề án phát triển thanh toán không dùng tiền mặt tại Việt Nam giai đoạn 2021 - 2025](#)

⁷⁴ VIETNAM GOVERNMENT PORTAL, [Quyết định 810/QĐ-NHNN Kế hoạch Chuyển đổi số ngành Ngân hàng đến năm 2025](#)

プン API エコシステムの構築)、中央銀行自身の電子政府 (e ガバメント) システム整備、銀行システム全体のサイバーセキュリティ強化、人材育成など、多方面にわたる施策が盛り込まれている。また、同計画の推進体制として、「銀行業デジタル転換指導委員会」が設置されている。国家銀行総裁が委員長を務め、規制当局内外の関係者を巻き込んだ強力なガバナンスの下で、DX 施策が実行されている。このように、ベトナムにおけるデジタル通貨・デジタル決済関連の取組は、政府の非現金化・金融包摂戦略のもとでモバイルマネーなど新たな決済サービスの実証が進む一方、金融当局自身も銀行制度のデジタル転換を図ることで金融インフラ全体の高度化と安全性確保に努めている状況である。

3.6.2 金融のデジタル化に係る主な取組

(1) Mobile Money パイロット (Decision 316/QĐ-TTg, 2021) ⁷⁵

ベトナムでは上記の国家政策と連動し、新たなデジタル金融サービスの実証・導入が官民連携で進められている。まず、2021 年 3 月 9 日付の首相決定第 316 号により「モバイルマネー (Mobile-Money)」と称する施策、すなわち通信事業者の電話番号アカウントを用いた小口決済サービスのパイロット実施が承認された。この試行制度は、銀行口座を持たない人々にも決済サービスへのアクセスを提供することを目的として企画されたものである。携帯電話会社 (通信キャリア) に対し、自社の通信契約者アカウントを用いた少額決済サービスの提供を、特例的に認可している。特に農村地域や離島・へき地の住民に対する金融サービス普及を狙ったこの取組により、従来は金融サービスが行き届かなかった地域でも送金・決済が可能となり、現金流通に依存しない決済手段の利用拡大が期待された。パイロットは当初 2 年間の時限措置として開始され、全国より選定された主要通信事業者によってサービス展開が図られた。監督当局である国家銀行 (中央銀行) の報告によれば、開始から 2 年弱で約 560 万件のモバイルマネー口座が開設され、その約 7 割が農村・遠隔地の利用者で占められるなど、当初想定した金融包摂効果が確認されている。また、この期間中に累計 4,700 万件超の取引 (総額約 140 億円) がモバイルマネー経由で安全に決済処理されており、重大なセキュリティ事故も発生しなかったことから、利用者間で、新たな決済手段として一定の信頼が形成されたと評価されている。政府および規制当局は、パイロットの成果を詳しく検証した上で、必要な制度整備 (例えばモバイルマネーに関する恒久的な法令整備) やサービスの本格展開に向けた方策を検討するとしている。

(2) CBDC の研究・実用試験

ベトナム政府は、2021 年 6 月 15 日付の首相決定第 942 号により「電子政府 (デジタル・ガバメント) 発展戦略 (2021~2025 年)」を策定した。同戦略の中で、中央銀行デジタル通貨 (CBDC) の研究および実用試験を重点技術分野の一つに位置づけている。⁷⁶

この戦略に基づき、ファム・ミン・チン首相は、国家のデジタル化推進策の一環として 2021~2023 年にブロックチェーン技術を基盤とする CBDC の調査研究およびパイロット実施をベトナム国家銀行に指示している。これを受けて SBV は、国内外の動向を踏まえつつ、銀行システムにおけるフィンテック技術の活用やデジタル通貨導入の可能性を評価し、政府への報告を行う計画を進めている。⁷⁷

こうしたベトナム当局による CBDC の検討は、80 以上の中央銀行が CBDC の研究・実証に着手している世界的な潮流を踏まえて進められてきたものであり、CBDC 発行には至っていないものの、中国人民銀行

⁷⁵ VIETNAM GOVERNMENT PORTAL, [Quyết định số 316/QĐ-TTg của Thủ tướng Chính phủ: Về việc phê duyệt triển khai thí điểm dùng tài khoản viễn thông thanh toán cho các hàng hóa, dịch vụ có giá trị nhỏ](#)

⁷⁶ VIETNAM GOVERNMENT PORTAL, [Quyết định số 942/QĐ-TTg của Thủ tướng Chính phủ: Phê duyệt Chiến lược phát triển Chính phủ điện tử hướng tới Chính phủ số giai đoạn 2021 - 2025, định hướng đến năm 2030](#) / JETRO, [2025 年のデジタル・ガバメントの実現目指し戦略を策定\(ベトナム\)](#)

⁷⁷ VietNamNews, [PM asks central bank to study cryptocurrency, carry out pilot implementation](#)

によるデジタル人民元（e-CNY）の先行や国内キャッシュレス決済の拡大などを背景に、政策当局内で CBDC 開発の必要性和潜在的メリットが認識されつつある。今後、SBV は国際標準や他国の事例も参照しながら、ベトナム向け CBDC の設計や実現可能性に関する検討を継続する見込みである。⁷⁸

(3) ステ이블コインに対する制限

ステーブルコインについて、ベトナム当局は慎重な姿勢を取っている。暗号資産一般に関して、ベトナム国家銀行は、ビットコインを含む仮想通貨はいまだ法定の支払手段として認められておらず、決済に利用することは法的保護を受けないという公式見解を示している。そのため、民間企業が独自に発行する VND 連動型のステーブルコインは、現行法の下では公的な通貨や決済手段として承認されていない状況にある。⁷⁹

実際、ベトナム政府は 2025 年 9 月にデジタル資産市場の包括的な規制枠組みとなる決議第 05/2025/NQ-CP を公布し、暗号資産の一部を合法的な財産と認めつつも、法定通貨にペッグされたステーブルコインの国内プラットフォーム上での提供・流通を禁止する方針を示した。これは、ステーブルコインを含む民間主体によるデジタル通貨が、金融・決済システムにもたらし得るリスクを抑制することを目的としたものである。⁸⁰

⁷⁸ Friedrich Naumann Foundation, [Digitale Wahrung : CBDC in Vietnam](#) / FINTECH NEWS, [Vietnam's Prime Minister Calls for Pilot of Central Bank Backed Digital Currency](#)

⁷⁹ [LuatVietnam, Government resolves to facilitate crypto asset market operation](#)

⁸⁰ VIETNAM GOVERNMENT PORTAL, [Nghị quyết số 05/2025/NQ-CP của Chính phủ: Về việc triển khai thí điểm thị trường tài sản mã hóa tại Việt Nam](#) / Dentons LuatViet, [Dentons LuatViet - Nghị quyết 05/2025/NQ CP – Bước khởi đầu cho khuôn khổ pháp lý về thị trường tài sản mã hóa / VnEconomy, Nghị quyết 05: Bộ lọc tài sản mã hóa an toàn](#)

ASEAN 主要国における金融テクノロジー活用の取組に関する委託調査報告書

表 3-1 ASEAN 主要国における金融のデジタル化に係る取組状況

項目	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
国内デジタル決済インフラの整備状況	2000 年代から決済高度化を推進。FAST を 2014 年に稼働させ、即時電子資金振替を 24 時間 365 日利用可能に。2017 年には主要行・決済事業者が加盟する PayNow サービスを開始し、携帯電話番号等を ID 連携したリアルタイム P2P 送金を実現。電子決済の普及率は高く、政府は「キャッシュレス社会」へのロードマップを推進。統一 QR コード規格 (SGQR, 2018) 整備などにより、小口決済のデジタル化が定着している。	PayNet社 (BNM 子会社) 運営のリアルタイム決済網「RPP/DuitNow」を 2019 年に導入。銀行口座間の即時振込やモバイル送金を可能にしつつ、全国統一 QR コード規格 (DuitNow QR) も整備済み。こうした国内インフラ整備は金融包摂と電子商取引拡大に寄与。政府はキャッシュレス決済比率向上を国家戦略に掲げ、2022-2026 年の Blueprint でリテール決済デジタル化目標を設定。主要コンビニや公共交通での非現金決済も拡大している。	BOT 主導で PromptPay (2017 年開始) 等の革新的決済基盤を整備。携帯番号や国民 ID と銀行口座を連動させた即時送金サービスは、個人間決済や店舗支払いに広く浸透し、特に少額決済や地方での金融包摂に貢献。BOT は国家電子決済マスタープランに基づき、各銀行共通のモバイル決済プラットフォームや全国統一 QR コードを導入。2021 年時点でインターネットバンキングやモバイル決済の利用率が急増し、現金依存度低下と相まってデジタル決済が生活インフラ化。公共料金支払いや社会給付金の配布も電子化された。	インドネシア銀行は決済システム 2025 年ブループリントの下で国内決済網を刷新。BI-FAST を 2021 年に稼働し、まず個人間の即時振込サービスを開始。現在は ACH や債務引落等の機能拡張も計画している。加えて 2019 年に全国統一 QR コード規格 (QRIS) を導入し、モバイル決済が単一 QR コードで相互接続可能。これらの取組により国内の無現金決済が急伸し、電子マネー利用額は 2020 年～2022 年で 2 倍以上に増加。政府は「現金のない社会」を目指し、金融包摂や地方のデジタル決済拡大にも注力している。	BSP は国家小口決済システム (NRPS) の枠組みで 2018 年に InstaPay (上限 5 万ペソの即時小口送金) を、同年に PESONet (当日中清算の ACH) を稼働。コロナ禍を経て利用が急増。BSP はデジタル決済変革ロードマップ (2020-2023) でリテール決済の 50% 電子化を目標に掲げ、2023 年に実際に取引件数・金額ベースで 50% 超を達成。QR Ph と呼ばれる全国統一 QR コード規格も整備 (2021 年) され、日常の小口決済から送金・請求までスマホで完結する環境が整いつつある。	SBV 傘下のベトナム国家決済法人が「NAPAS 24/7」と呼ばれるリアルタイム小口決済ネットワークを運営し、銀行を接続。2008 年の銀行間決済システムの刷新以降、小口決済も段階的に電子化が進み、Napas247 による送金は 10 秒以内で完了するのが標準。2021 年には規格統一型の QR コード決済 VietQR をローンチし、銀行・決済事業者が参加。政府は非現金決済普及計画 (2021-2025) を通じ、都市から農村部まで電子決済インフラと金融教育を推進中。ISO20022 標準の導入等、国際標準への適合も図られている。

ASEAN 主要国における金融テクノロジー活用に関する委託調査報告書

項目	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
クロスボーダー決済の連携・国際協調	MAS は域内のクロスボーダー決済連携で主導的役割。タイと PayNow-PromptPay 連携を 2021 年に世界初の即時ペイメント連携として稼働させ、マレーシアとも PayNow-DuitNow 接続を 2023 年 11 月に開始（非銀行系を含む個人間送金を双方向即時化）。また、BIS 主導の「Project Nexus」にマレーシア・タイ・インド・フィリピンとともに参加し、5 か国の即時決済網を 2025 年までに多国間接続する実装段階へ移行。その他、BIS シンガポール拠点と共同で Project Dunbar（多通貨 CBDC プラットフォームのスマートコントラクト活用）を主導するなど、公的決済網の域内接続と将来の国際標準づくりに積極的に関与。	BNM はタイ銀行との間で二国間ペイメント連携を推進し、2021 年にマレーシア＝タイ間 QR コード決済連携（DuitNow QR+Thai QR）を開始。シンガポール MAS とも協力を深め、シンガポールとの PayNow-DuitNow リアルタイム送金連携を 2023 年に実現。さらに、インドネシア・フィリピン・シンガポール・タイと締結した「ASEAN 五市場地域送金接続に関する MoU」（2022 年）に署名し、多国間の決済連携に向け枠組みを構築（2023 年にはベトナムも参加表明）。技術面では BIS の Project Nexus（ASEAN 含む複数国の即時決済システム多国間接続）実験に参画し、データ標準化や直結モデルの検討を推進中。また、Project Dunbar を通じた多国間 CBDC 決済の概念実証に MAS 等と共に参加するなど、公的デジタル通貨のクロスボーダー利用にも備えている。	BOT はクロスボーダー決済で先事例を積み重ねてきた。代表例が 2021 年稼働の PromptPay-PayNow 連携であり、国境を越えた瞬時の個人間送金を実現した。また 2021 年にはマレーシア BNM と QR コード決済の相互連携を開始し、現地通貨建て支払いを実店舗・オンライン双方で相互に可能としている。こうした二国間連携を束ねる形で、2022 年には ASEAN5（タイ・シンガポール・マレーシア・インドネシア・フィリピン）間で RCP と現地通貨決済促進に関する協力 MoU を締結（2023 年にベトナムも加わり ASEAN6 へ拡大）。さらに、BIS イノベーションハブとプロジェクト mBridge（2022 年、公的セクターによるマルチ CBDC 国際送金試験）を実施し、UAE・香港・中国人民銀行と共にマルチ CBDC プラットフォーム上での実取引決済に成功。これら官主導の取組に加え、民間間の国際送金では米ドル建てステーブルコイン利用も拡大しており、当局は規制を通じたリスク管理と革新活用の両立を図っている。	BI は近年、域内決済接続・自国通貨利用促進に注力。2018 年以降、マレーシア・タイ等との間で現地通貨建て決済（LCS）枠組みを相次ぎ構築し、為替リスク軽減を図っている。2022 年 8 月にはタイ BOT との二国間 QR コード決済連携を開始し（インドネシアの QRIS とタイの PromptPay が接続）、2023 年 11 月にはシンガポール MAS との QR コード相互接続（QRIS-NETS）も稼働。また、ASEAN5 中央銀行間の地域決済連携協定（前述の RPC イニシアチブ）に創設メンバーとして参加しており、これを通じ BIS の Project Nexus による多国間即時送金ネットワーク構築にも特別オブザーバーとして貢献。デジタル通貨分野でも、中国や香港との CBDC 連携（プロジェクト mBridge 等）へ将来的な参加を検討している。	BSP は、国際送金手数料削減を重視し ASEAN 域内での決済協調に積極的。ASEAN5 中央銀行間の RCP MoU(2022)に署名し、即時決済網の相互接続や外国送金の効率化に取り組む。具体策として、BIS 主導の Project Nexus に参画して自国の InstaPay の多国間リアルタイム接続を検証。さらに、デジタル通貨領域では Project CBDCPh を通じた国境を越えた CBDC 活用にも関心を示し、2022 年にはシンガポールとの間で CBDC を介した国際送金シナリオを限定テストしたケースが報告された。また民間では、銀行間連携によりフィリピン・ペソ連動型ステーブルコイン（PHX）の商業送金への活用が試行されており、海外からの送金コスト削減に繋がる可能性が注目されている。	SBV は、他 ASEAN 諸国との決済連携に向けた制度的準備を進行中。2023 年に ASEAN5 の RCP 協定へ新規参加し、今後は周辺国の高速決済網・QR コード決済への接続に加わる計画が示されている。例えば、タイ BOT は 2023 年 11 月にベトナムの参画を歓迎する声明を發出し、PromptPay とベトナムの今後の高速決済網との連携見通しを言及している。またベトナム政府は自国通貨（ドン）の国際化と決済主権維持の観点から、公的 CBDC（デジタルドン）の研究や他国との協力を模索中である。民間の国際送金サービスについては依然制限が多いが、今後の法整備の進展により、ASEAN 域内の統合決済インフラへの参加が期待される。

ASEAN 主要国における金融テクノロジー活用に関する委託調査報告書

項目	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
CBDC の政策・実証	<p>金融管理局（MAS）が主管。2016 年から Project UBIN で DLT を用いたホールセール CBDC の実証（5 段階にわたり国内外の銀行間決済で試験的運用）を実施。リテール CBDC としては 2021 年に開始した Project ORCHID」でデジタルシンガポールドルの技術検証中。現時点で正式発行の計画はなく（「現時点では CBDC 発行の必要性は低い」と当局幹部が表明）、今後に備えた準備と制度検討を継続。</p>	<p>中央銀行であるマレーシア国立銀行(BNM)が主管。CBDC 発行は当面予定なし（2022-26 金融セクターブループリントで「現時点で中央銀行デジタル通貨を発行する計画はない」と明言）。一方で BIS イノベーションハブなどと協力し、ホールセール CBDC の概念実証に参加。例えば、2021-22 年の Project Dunbar では、シンガポール・南アなどと複数国間の多通貨 CBDC プラットフォームを共同検証。国内では将来の導入に向けた法整備や技術研究を進めつつ、既存決済インフラの高度化を優先している。</p>	<p>タイ中央銀行（BOT）が主管。2018-2019 年に Project Inthanon でホールセール CBDC の国内決済支払い実証を実施。香港金融管理局との「Inthanon-LionRock」（2019 年完了）ではクロスボーダー送金の CBDC 活用を初検証。さらに 2022 年には一般利用者向けリテール CBDC パイロットを限定環境下で実施（金融機関 3 行・約 4,000 人の消費者・140 店舗が参加）し、2023 年に終了報告を公表。技術面・法制度面の課題整理を進めているが、正式な発行時期は未定で、民間決済インフラとの共存を見据え慎重に検討中。</p>	<p>インドネシア銀行（BI）が主管。デジタル・ルピア（CBDC）構想を Project Garuda として推進中。2022 年に白書公表、2023 年に法律（金融包括法〈P2SK 法〉）で CBDC 発行権限が規定され、2024 年に第 1 段階（即時グロス決済型ホールセール CBDC）の概念実証として証券決済など金融市場向けの CBDC 実証に進展しており、BSPI 2025（決済システム構想）の下で最終的な小口展開も視野に入れて段階的に開発が進められている。</p>	<p>フィリピン中央銀行（BSP）が主管。2021 年に CBDC の予備調査を開始し、ホールセール CBDC に注力。「Project CBDCPh」と称する概念実証を 2022 年に開始、2023 年には「Project Agila」として引き継ぎ、Hyperledger Fabric を用いた小規模パイロット（銀行間送金の 24 時間決済テストなど）を進行中。リテール CBDC は当面計画せず、既存のデジタル決済が高水準で普及していることもあり、「今のところ小口向け CBDC 導入の差し迫った必要性は低い」との認識を示している。</p>	<p>ベトナム国家銀行（SBV）が主管。政府は 2021 年 6 月の首相決定（第 942 号）で 2021～2023 年にブロックチェーン技術を用いたデジタル通貨の研究・試験導入を SBV に指示。これを受け SBV はリテール CBDC の可能性を調査中だが、具体的なパイロット結果等は 2023 年末時点で公表されていない。法定通貨としてのデジタル通貨発行は未定であり、引き続き実現可能性の検証段階にある。</p>

ASEAN 主要国における金融テクノロジー活用の取組に関する委託調査報告書

項目	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
ステーブルコイン等の規制動向	MAS が暗号資産およびステーブルコインを一元的に規制。2019 年の決済サービス法 (PS 法) により暗号資産を“デジタル決済手段 (DPT)”として登録・ライセンス制管理。さらに 2023 年 8 月には単一通貨建てステーブルコイン (SCS) 規制フレームワークを公表し、発行体に対し 1:1 の高品質準備資産による価値裏付けやパリティでの償還保証、適切な資本・開示など厳格な基準を義務付けた。主要な世界通貨 (シンガポールドルおよび G10 通貨) に連動するステーブルコインのみが規制の対象となり、健全なイノベーションとリスク管理の両立を図る。	暗号資産は証券委員会 (SC) の管轄下であり、2019 年以降、有価証券として認可制で取り扱い (ICO や取引所を規制)。一方、中央銀行 BNM もデジタル資産イノベーションハブを設立し、リング連動型ステーブルコインや銀行預金のトークン化などについて規制サンドボックスでパイロット (2025 年ロードマップ公表、2026 年実証開始)。現行法ではステーブルコインは明確な法的カテゴリーを持たず、未承認の私募的ステーブルコインの発行・使用は認められていない。	証券取引委員会 (SEC) が暗号資産全般を監督。2018 年暗号資産法によりデジタル資産事業者へのライセンス制を導入し ICO や取引所等を規制。タイ中央銀行 (BOT) はタイ・パーツ連動ステーブルコインの無許可発行・流通は違法との見解を示しており (2021 年に Terra 社の “Thai Baht Digital (THT)” を違法と警告)。ただし規制当局は国内外のステーブルコイン動向を注視中で、2025 年には SEC が米ドル連動の主要ステーブルコイン (USDT, USDC) を合法的決済手段として承認し国内取引所での取扱いを許可。法定通貨建てのステーブルコインについては中央銀行の認可を要する方針。	暗号資産は従来商品先物取引規制庁 (BAPPEBTI) が管轄していたが、2023 年施行の金融包括法 (P2SK) により金融サービス庁 (OJK) が監督権限を取得。暗号資産は商品的性格からデジタル金融資産へと法的定義が拡大され、これにステーブルコインも含まれる。支払手段としての暗号資産利用は禁止されている (2017 年以降、暗号通貨の決済利用を禁止) が、革新的サービスを実証するため当局は規制サンドボックスでの実験を許容している。今後は新法に基づき、取引所の整備を含む包括的なデジタル資産規制枠組み (2026 年施行予定) の下で、健全な市場育成と投資家保護の両立を図る見込み。	BSP は 2017 年に暗号資産取引規制枠組みを導入し、暗号資産交換業者等を「仮想資産サービス提供者 (VASP)」として登録・監督。加えて、従来からの電子マネー規制を通じ、フィリピン・ペソと連動したステーブルコインを事実上許容している (例: UnionBank と Coins.ph 社が発行するペソ建てステーブルコイン「PHX/PHPC」が BSP のサンドボックス試験を完了 (2025 年 6 月))。ただし一般利用者向けステーブルコインの発行には銀行等の免許が必要であり、裏付資産や償還に関する基準も個別に審査される。証券的性質を持つトークンは証券取引委員会 (SEC) が別途監督。	SBV は暗号資産を決済手段として認めておらず、2018 年以降ビットコイン等の使用は禁止されている。2023 年にはデジタル技術産業促進法が成立し、暗号資産取引所の監督枠組み整備などデジタル資産規制の構築に着手。今後、暗号資産やステーブルコインも含めた包括的な法規制の策定が進行中。現時点で民間発行のステーブルコインに関する個別制度はなく、実質的に公式には流通・サービス展開されていない。

ASEAN 主要国における金融テクノロジー活用の取組に関する委託調査報告書

項目	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
トークン化預金の導入検討	MAS は資産トークン化推進の Project Guardian において、銀行預金債務をブロックチェーン上に表象したトークン化預金の概念実証を一部導入。例として 2022 年の試験では DBS 銀行と JPMorgan が参加し、米ドル・シンガポールドルの預金をトークン化した資金を用いて債券取引の決済や FX 交換を実施した。MAS は 2024 年に発表したビジョンで「信頼できるトークン化マネー」を決済インフラに組み込む重要性を強調し、ホールセール CBDC と商業銀行デポジットトークンの双方を将来的な共通決済手段として位置付けているもっとも現段階では商業銀行による一般向け預金トークンの発行事例はなく、規制も既存の預金規制枠組で対応可能か検討中とみられる。	BNM はデジタル資産イノベーションハブ (DAIH) において、リングgit 預金のトークン化 (デポジットトークン) を 2026 年にパイロット実施予定。具体的にはメイバンクおよび CIMB 銀行が参加し、既存の銀行預金をデジタルトークン化して商取引の決済に利用する実験を行う計画である。この試行では国内決済およびクロスボーダー送金での有用性や、イスラム金融 (シャリア) 適合性なども検証対象となる。BNM はこうした実証の結果を踏まえ、2026 年末までにデポジットトークンの取扱方針を策定する意向を示している。現行では明確な制度整備前につき、預金トークンは一部銀行の自主的試験段階に留まる。	BOT はトークン化預金を「銀行預金の特性と信頼性を維持しつつ、ブロックチェーンの効率とプログラマビリティを備えた決済手段」と定義して注目している。ただし 2025 年末時点で専用の規制枠組みは未整備であり、発行する場合は既存の銀行預金規制 (預金保険法等) の下で扱われるとの見解が示されている。BOT 自身も現時点で公式な預金トークンのパイロットは実施していないが、次段階のイノベーション領域として有望との認識があり、将来的な検討課題に挙げられている。	-	-	-

(表 3-1 出所)

【共通】 [FINTECH NEWS, A Snapshot of Major Real-Time Payments Networks in Asia - Fintech Singapore](#) / ADB, [Recent Central Bank Digital Currency Developments in Asia and Their Implications](#) / 国際決済銀行, [Project Nexus: enabling instant cross-border payments](#) / ASEAN 首脳声明 (2023) , [08-ASEAN-Leaders-Declaration-on-Regional-Payment-Connectivity-and-LCT](#) / ASEAN Business Advisory Council, [Unlocking ASEAN's Cross-Border Potential: Stablecoins as the Catalyst for Digital Finance Acceleration](#) / 【シンガポール】CAN, [Singapore announces cross-border payment links with Indonesia, Malaysia](#) / MAS, [MAS Media Release_MAS Announces Plans to Support Commercialisation of Asset Tokenisation.pdf](#) / CoinDesk, [Singapore's Central Bank to Trial Tokenized Bills, Introduce Stablecoin Laws](#) / 【マレーシア】CAN, [Singapore announces cross-border payment links with Indonesia, Malaysia](#) / BNM, [Launch of the Cross-Border QR Payment Linkage between Malaysia and Thailand](#) / FINTECH NEWS, [BNM to Test Ringgit Stablecoins and Tokenised Deposits This Year - Fintech News Malaysia](#) / CotiNews, [Malaysia's Central Bank Launches Stablecoin and Tokenization Sandbox to Explore On-Chain Finance](#) / 【タイ】BOT, [Launch of the Cross-Border QR Payment Linkage between Malaysia and Thailand](#) / Baker McKenzie, [Thailand: Bridging Payments and Digital Assets - Current Regulatory Developments](#) / FINTECH NEWS, [Bank of Thailand Concludes Retail CBDC Pilot Programme, Reveals Key Findings](#) / COINTELEGRAPH, [Thailand regulator approves USDT, USDC stablecoins](#) / 【インドネシア】BI, [Bank Indonesia Develop 'Digital Rupiah', The country's Official Central Bank Digital Currency](#) / CNBC, [Update Proyek Garuda: BI Tuntaskan Tinjauan Konsep Rupiah Digital](#) / CAN, [Singapore announces cross-border payment links with Indonesia, Malaysia](#) / COINTELEGRAPH, [Bank Indonesia to Launch 'Stablecoin Version' Backed by Government Bonds](#) / 【フィリピン】Rappler, [EXPLAINER: What is Project Agila, the Bangko Sentral's digital peso pilot?](#) / 【ベトナム】Lightspark, [Instant Payments Vietnam: Rails, Fees, and the Lightning Network \(2026\)](#)